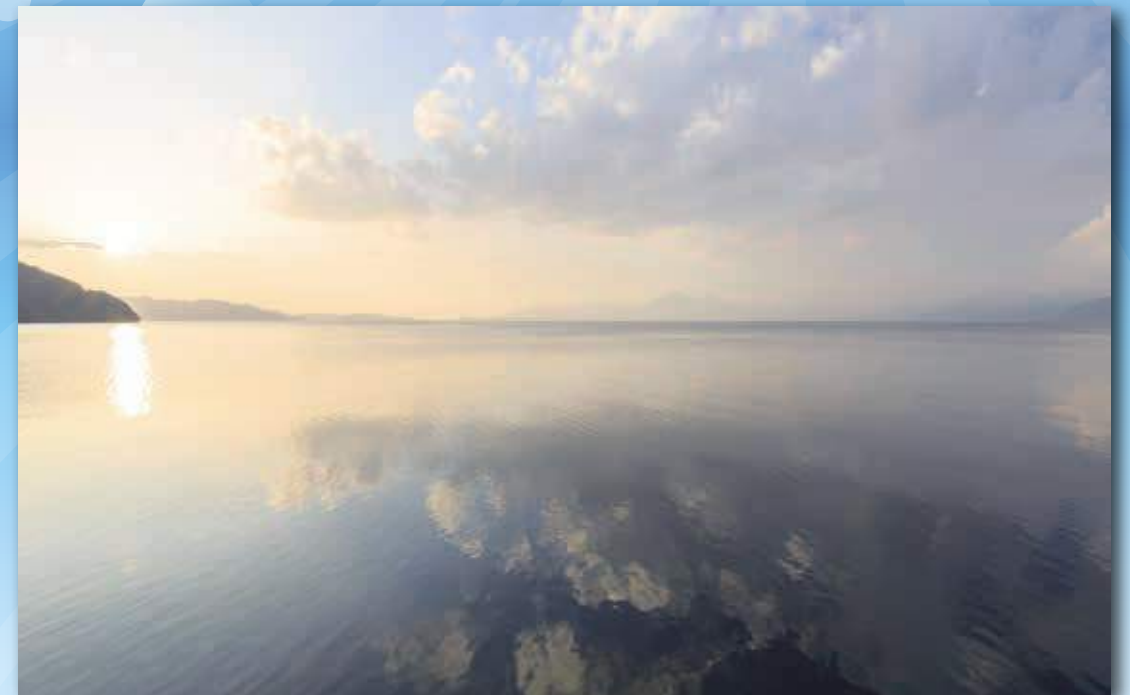


第二次 郡山市
協働推進基本計画

2018 ▶ 2025



(写真) 猪苗代湖

猪苗代湖の水の恩恵を受けるべく、安積開拓・安積疏水開削事業が行われ、郡山市発展の礎を築きました。国内外から人々の英知や技術力を結集し、開拓に挑戦した「協働」の先駆けといえる事業です。

安積開拓・安積疏水開削事業は、水路だけでなく、未来を拓いた挑戦者たちの物語として日本遺産に認定（2016年4月）されています。



第二次郡山市 協働推進基本計画

2018 ▶ 2025



この印刷物は、環境にやさしいFSC®認証紙と植物油インキ、UDフォントを使用しています。紙へリサイクル可。



目 次

01	計画の概要	1
1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置づけ・計画期間	3
	コラム	4
02	本計画における協働の考え方	5
2-1	協働のまちづくりとは	5
2-2	協働の領域と形態	7
2-3	基本理念・基本原則・実施主体の役割	9
2-4	推進の考え方	10
03	郡山市の協働における現状と課題	11
3-1	前計画の評価と検証	11
3-2	協働をめぐる現状と背景	18
3-3	協働のまちづくりに関する市民意識	22
	コラム	26
04	あるべき将来像と基本方針・基本施策	27
4-1	あるべき将来像（基本目標）	28
4-2	計画体系図	29
4-3	基本方針と基本施策	31

第二次郡山市協働推進基本計画

2018年3月

発行 郡山市

編集 郡山市市民部市民・NPO活動推進課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

TEL：024-924-3471 FAX：024-931-5186

E-mail：shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp

1	計画の策定体制	43
2	計画の策定経過	44
3	本市のこれまでの取り組み（2010～2016）	45
4	市民活動のこれまでの取り組み（2010～2016）	49
5	市民協働のまちづくり推進協議会委員名簿	53
6	協働のまちづくり市民等意識調査の概要	54
7	関係法令等	55
	（1）郡山市協働のまちづくり推進条例	55
	（2）郡山市市民協働のまちづくり推進協議会規則	59

01

計画の概要

～いつまでも希望が持て、子どもたちが
夢を語ることでできるまちを目指して～

1-1 計画策定の趣旨



郡山市では、「いつまでも希望が持て、子どもたちが夢を語ることでできるまち」を目指し、2010年（平成22年）7月に「郡山市協働のまちづくり推進条例」※¹を施行、2011年（平成23年）10月に「郡山市協働推進基本計画」※²（以下、「前計画」という。）を策定し、市民の皆さん※³と市が対等の立場で、互いの責任を認識しながら、市民が主役の協働のまちづくりを推進してきました。

多彩な市民力や地域力※⁴を生かしたまちづくりが展開される中、東日本大震災及び原子力災害からの復興を契機とした市民活動意識の高まりもあり、市内の特定非営利活動法人（NPO法人）※⁵数の着実な増加、市民活動支援の拠点である市民活動サポートセンター※⁶運営業務を担えるNPO法人の成長など、一定の成果を上げることができました。

※¹ 郡山市協働のまちづくり推進条例：協働のまちづくりの基本原則や市民の皆さんと市の役割を定め、協働のまちづくりをどのように進めていくかを示した条例。

※² 郡山市協働推進基本計画：郡山市が実施する様々な施策を、協働の観点から体系化し、協働のまちづくりに関する取り組みの方向性を示した基本方針。

※³ 市民の皆さん：市民、町内会やNPO法人、ボランティア団体等の市民活動団体、事業者。

※⁴ 地域力：地域の人材や資源（歴史、文化、民話、産業、自然風土）、地域で行われる自主的な活動等。

※⁵ 特定非営利活動法人（NPO法人）：1998年（平成10年）施行の「特定非営利活動促進法」により法人格を認証された民間非営利団体。行政や企業から独立して、社会貢献や公益的活動を行う組織。NPOは、「非営利組織 Non Profit Organization」の略。

※⁶ 市民活動サポートセンター：市民公益活動に関する相談助言や人材・団体の育成、情報の収集提供、協働促進に関する取り組みなどを支援する拠点施設。2006年（平成18年）開設。愛称は、アシストパーク郡山。

しかし一方で、本市の地域コミュニティ※7においては、人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加、人口流動、生活や仕事の多様化といった社会の変化に伴って、町内会の加入率の低下（資料参照）、地域活動や近所との交流が疎遠になる傾向がみられ、共助機能の低下、伝統・文化の継承問題など地域活力の衰退が懸念されています。

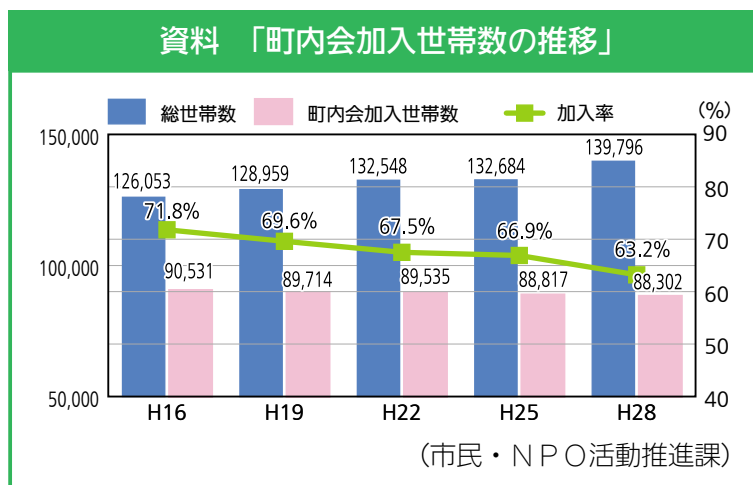
今後さらに進行する人口減少や少子高齢化により、税収の減少や社会保障費の増加から厳しい財政状況になるとともに、「2025年問題」※8、「子育てと介護のダブルケア」のように、地域課題の複雑化、深刻化が予測される中で、本市の魅力を高め、持続可能な発展を続けるまちであるためには、市民の皆さんと市が協働でわがまちの課題の解決に取り組むことが求められています。

そこで、本市においては、将来の課題を見据えて現在の対応を考えるバックキャスト※9の思考のもとまちづくりを進めていきます。そして、郡山市の発展の礎である安積開拓・安積疏水開削事業のように、市民の皆さんの知恵と情熱を結集し、ともに行動することで、子どもたちの笑顔とそれを見守る大人の笑顔が輝く共助社会、地域共生社会※10の実現を目指します。

今般、前計画の目標年度を迎えるに当たり、評価と検証を踏まえ、より一層、計画的かつ効果的な協働によるまちづくりを推進するため、前計画の基本的な考え方を継承しながら新たな重点項目を定め、本市における協働の取り組みの方向性を示す基本方針として、関係計画等と整合性を図り、本計画を策定します。

なお、計画の策定に当たっては、各種アンケートやパブリックコメントを実施するとともに、市民の皆さんが市民会議で描いたあるべきまちの姿や郡山市市民協働のまちづくり推進協議会の意見を反映させ、協働で取り組んできました。

今後は、本計画の着実な推進により、すべての市民が、まちづくりの担い手としてそれぞれの能力を発揮し、活躍できる「誰もが地域で輝く市民総活躍のまち」の構築を目指し、一人ひとりの市民が地域に愛着と誇りを持ち、住み続けたいと思うまちづくりへとつなげていきます。



※7 地域コミュニティ：居住地を同じくし、利害を共にする共同社会。住民相互の交流が行われている地域、あるいはそのような住民の集団を指し、代表例として町内会・自治会等がある。

※8 2025年問題：約800万人いる団塊世代が、75歳以上の後期高齢者となり、介護・医療費等の社会保障費の急増が懸念されている問題。

※9 バックキャスト：未来を予測する上で、目標となるような状態・状況を想定し、そこから現在に立ち戻ってやるべきことをやる考え方。価値前提。

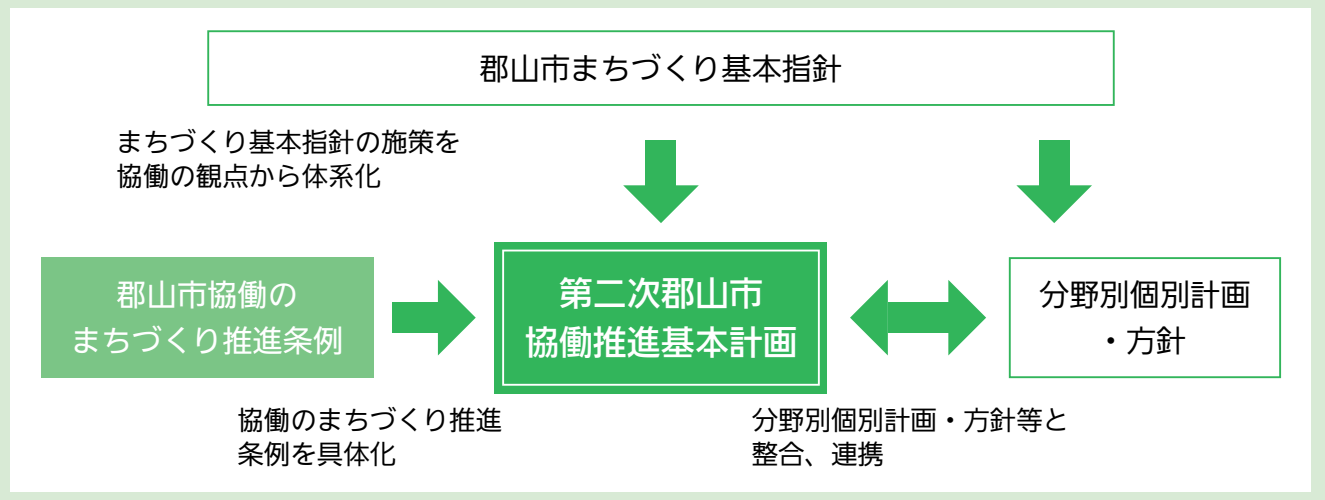
※10 地域共生社会：制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会。

1-2 計画の位置づけ・計画期間

本計画は、「郡山市協働のまちづくり推進条例」第15条に規定する「協働のまちづくりの推進に関する基本計画」です。また、「郡山市まちづくり基本指針」※11の分野別個別計画であり、まちづくり基本指針に基づいて実施する様々な施策を、協働の観点から体系化し、取り組みの方向性を示した基本方針であり、2004年（平成16年）に策定された「郡山市市民活動推進基本指針」※12の考え方を継承しています。

計画期間は、2025年度までの8年間とします。なお、本市を取り巻く状況の変化や施策の成果を踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。

計画の位置づけイメージ



計画期間



※11 郡山市まちづくり基本指針：2018年度～2025年度の8年間の郡山市のまちづくりの指針をまとめたもの。

※12 郡山市市民活動推進基本指針：2004年（平成16年）に市民公益活動を推進するための基本的な方向性をまとめたもの。

～郡山市協働のまちづくり推進条例から～

本計画は、多くの市民の皆さんの参画により策定した「郡山市協働のまちづくり推進条例」を基本としています。

この条例の前文には、「いつまでも希望が持て、子どもたちが夢を語ることのできるまち郡山」を市民の皆さんと一緒に実現していこうという強いメッセージが込められています。

(郡山市協働のまちづくり推進条例 前文)

私たちのまち郡山は、脈々と流れるときの中で、地の利を生かした交通の要衝として栄え、人と人が交流し、先人の努力と行動力により多様な歴史と文化をはぐくんできたまちです。また、明治初期に国営事業として行われた安積疏水の開削や安積開拓は、人々の英知や技術力の結集を生んだ、まさに、この地の住民や全国からの移住者などが成し遂げた協働の先駆けともいえる事業です。さらには、昭和の戦災復興期から現在まで継承される市民を主体とする音楽活動により郡山の都市イメージは、「東北のウィーン 楽都 郡山」と称されるまでに発展しました。

しかしながら、社会情勢の変化とともに、少子高齢化の進行や市民の生活様式の多様化、地域コミュニティにおける安全・安心意識の高まりや連帯意識の希薄化等の状況があり、これまで以上に、自主、自立の市民協働社会の確立が求められています。

活気と情熱にあふれた市民の行動力、そして、自助、互助、公助の考え方に基づくボランティアや社会貢献活動は、地域の連帯意識を高め、未来に向かって、郡山を大きく育てる原動力です。そして、この行動は、郷土愛をはぐくむとともに、自己実現を図り人生や家族の暮らしを豊かにするものでもあります。

このような状況を踏まえ、私たちは、大好きな郡山がいつまでも希望が持て、子どもたちが夢を語ることのできるまちであるために、一人ひとりの笑顔と出会いを大切に、それぞれの立場で連携し、助け合いながら、協働によるまちづくりの主体として、一步一步、着実に前進していきたいと考えています。このため、私たちは、市民が主役の協働のまちづくりを推進することにより、魅力と活力のあるふるさと郡山の実現を図ることを決意し、この条例を制定します。



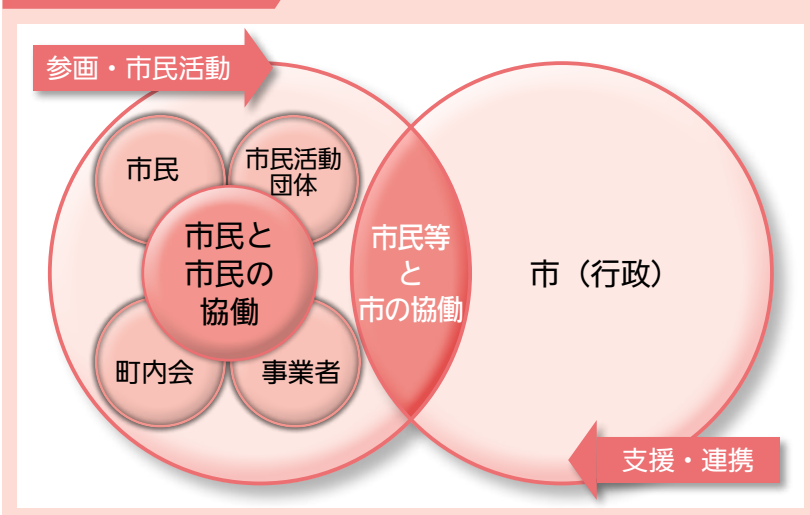
02

本計画における協働の考え方

2-1 協働のまちづくりとは



協働のイメージ



郡山市協働のまちづくり推進条例において、協働は、「市民等^{※13}及び市が、対等の立場で、それぞれの役割を担い、責任を認識しながら、公共的な課題の解決のためにも取り組むこと」と定義しています。

協働は、課題解決の手段・方法であり、市民の皆さんが暮らしやすいまちをつくるために不可欠なものの一つです。

※13 市民等：市民の皆さんと同じ。市民、町内会やNPO法人、ボランティア団体等の市民活動団体、事業者。

地方分権^{※14}の進展により、自己決定・自己責任の原則のもと、市はこれまで以上に自立性・主体性を発揮し、市民満足度の高いまちづくりを進める必要があります。また、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確にとらえ、地域課題に迅速、適切に対応することが求められています。

しかしながら、現代社会において、多様化・個別化する課題を、市、町内会、事業者等が単独で解決することは年々難しくなっています。そこで、町内会と市といった「市民等と市の協働」や、市民活動団体と町内会、NPO法人と事業者など「市民と市民の協働」が重要となります。多様な主体が、それぞれの得意分野や特性を生かして、役割分担を明確化し、効果的に連携しながら、様々な社会的課題や地域的課題に取り組む協働が求められています。

協働により、市単独では実行困難だった課題解決、また、課題自体の把握が可能となり、市民ニーズに沿ったきめ細やかな公共的サービスを提供することが可能となります。

また、それぞれが対等の立場で、妥当性、可能性、効果等の観点から、役割分担をすることにより、多様な主体による多彩な市民サービスの提供が可能となります。

なお、協働を進めていく上では、互いの特性を十分に理解し、意見交換や議論を重ねながら補完、協力する考え方が大切になってきます。

協働することにより期待される効果

市民等

- 政策への新しい発想を提供
- 公共的サービス事業の受託
- 活動に対する社会的理解と信頼の獲得
- 専門性や柔軟性、ネットワークの活用
- 住民自治の充実
- 相互理解、信頼関係の構築

市（行政）

- 市民参画の拡大
- 新たな公共の担い手
- 効率的、効果的な行政運営の推進
- 市民等の提案を生かした自主性、主体性のあるまちづくり
- 社会変化や多様な市民ニーズに対応したまちづくり
- 相互理解、信頼関係の構築

本計画のまちづくりとは、道路や施設、公園などハード分野のまちづくりだけでなく、誰もが暮らしやすい環境を築くためのソフト分野の取り組みも含めたまちづくりをいいます。

例えば、落ちているごみを拾う、花壇の手入れをしながら子どもたちの登下校の見守りをするといった個人の取り組みから始まり、家族や友人、近所の人たちと一緒にごみ拾いや、見守り活動に取り組むことにより、みんなが暮らしやすいまちづくりが地域全体へ広がることが期待されます。

協働のまちづくりイメージ

ハード分野の
まちづくり

- 道路の建設
- 施設の建設
- 公園の建設 など

+

ソフト分野の
まちづくり

- 環境美化活動
- 高齢者の見守り
- 登下校の見守り など

=

みんなが暮らし
やすいまち

みんなが暮らしやすいまちをつくるため、一緒に汗を流しましょう！



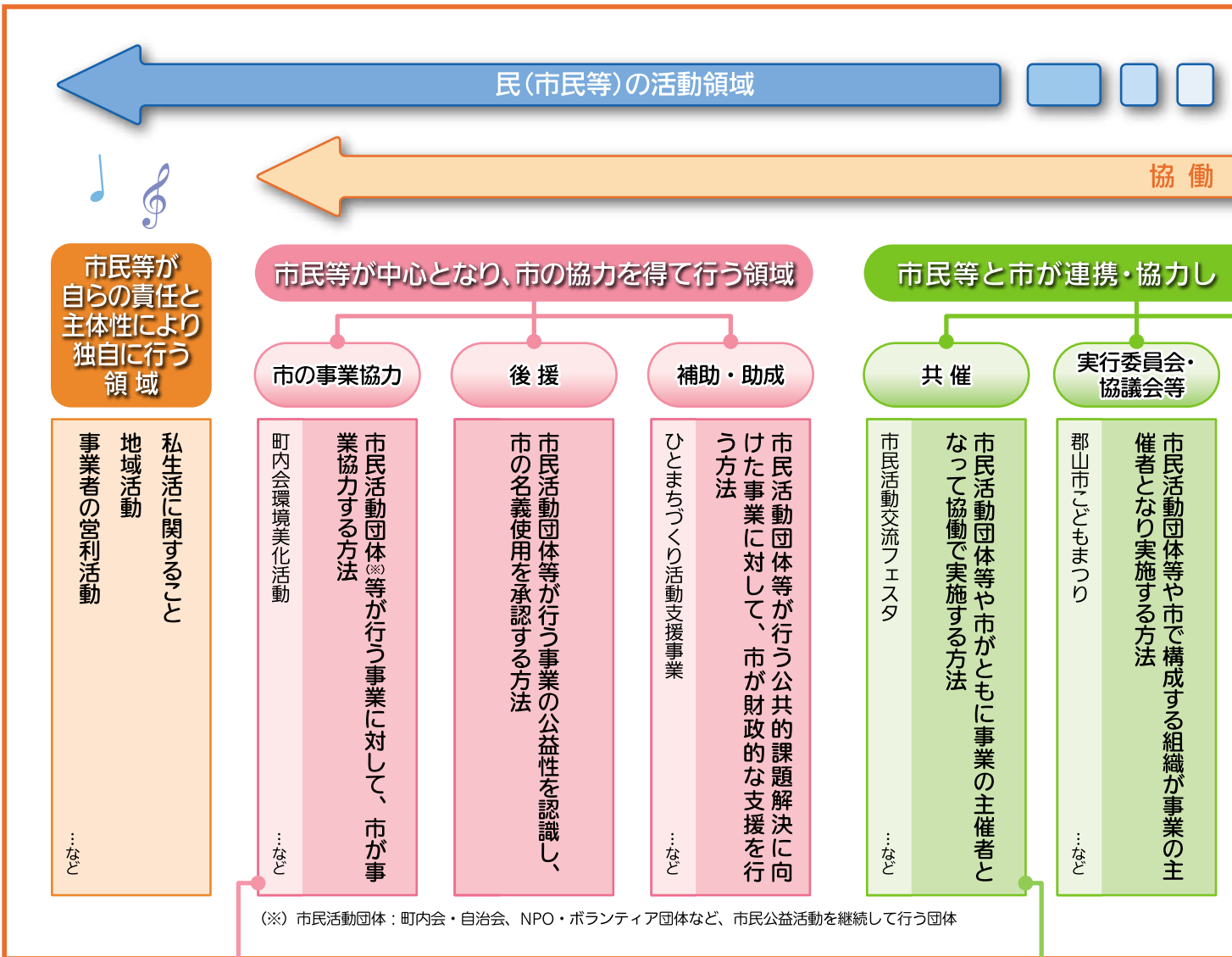
※14 地方分権：政策決定権限と自由な財源を住民に近い地方自治体に移すこと。

2-2 協働の領域と形態

本計画の協働の領域は、市民等と市が、互いの特性や長所を生かし協働することで、地域の活性化と効果的・効率的な公共サービスの提供につながる領域とします。

具体的には、子育て支援、高齢者の介護支援など地域ごとのきめ細かい対応が必要な領域や、防犯・防災、環境美化など地域コミュニティとの連携が必要な領域などがあげられます。

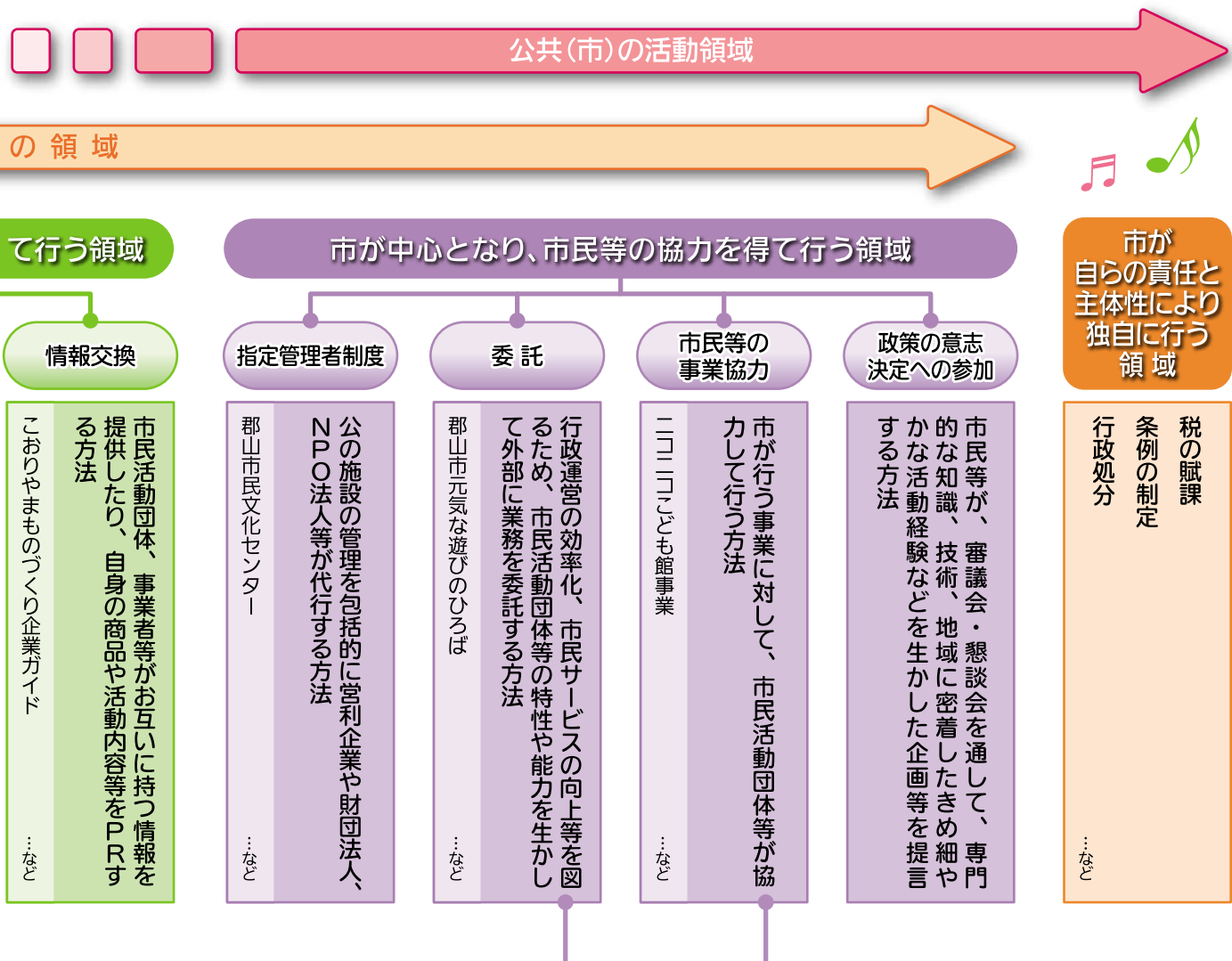
協働事業を推進することで、従来、行政が行ってきた公共サービスを見直し、さらには多様化する市民ニーズへの対応についても協働の領域として拡大していくことが期待されます。



協働の形態としては、「市民の皆さんが中心となり、市の協力を得て市民公益活動^{※15}を行う領域」では、後援や補助・助成があります。

「市民の皆さんと市が連携・協力して行う領域」では、市民活動団体等と市がともに事業の主催者となり事業を実施する共催や実行委員会・協議会などがあります。

「市が中心となり、市民の皆さんの協力を得て行う領域」では、指定管理者制度^{※16}や、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）^{※17}、委託などがあります。



※15 市民公益活動：市民等が公共の利益のために自主的、自発的に行う活動。
 ※16 指定管理者制度：体育館や文化センターなど、公の施設の管理運営を市が指定した民間事業者を含む法人、団体が代行する制度。
 ※17 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）：公共施設の建設維持管理、運営等に民間の資金、経営能力、技術的能力を活用する手法。

2-3 基本理念・基本原則・実施主体の役割

本計画は、「郡山市協働のまちづくり推進条例」における基本理念及び協働を進めるための5つの基本原則と実施主体の役割のもと、協働のまちづくりを推進します。

基本理念

信頼の絆で結ばれた市民が主役の協働のまち

5つの基本原則

- 1 **機会均等の原則** … 協働の取り組みには、年齢、性別、障がいの有無などとは関係ありません。
- 2 **相互理解の原則** … お互いの違いを理解して、信頼関係を築きましょう。
- 3 **情報共有の原則** … お互いに情報を共有して、円滑に協働が進むようにしましょう。
- 4 **自主性・自発性の原則** … それぞれが自主的、自発的に取り組み、お互いを尊重しましょう。
- 5 **地域コミュニティ推進の原則** … 地域コミュニティの大切さを理解して、維持、発展に努めましょう。

実施主体の役割

市民の役割

- 知識、技能、経験等を生かして協力しましょう。
- 情報を積極的に把握しましょう。

市民活動団体の役割

- 地域性や専門性を生かして協力しましょう。
- 市民公益活動に関する情報を発信して、市民の理解と活動への参加を勧めましょう。

事業者の役割

- 地域コミュニティの一員として、市民公益活動等に参加、協力しましょう。

市の役割

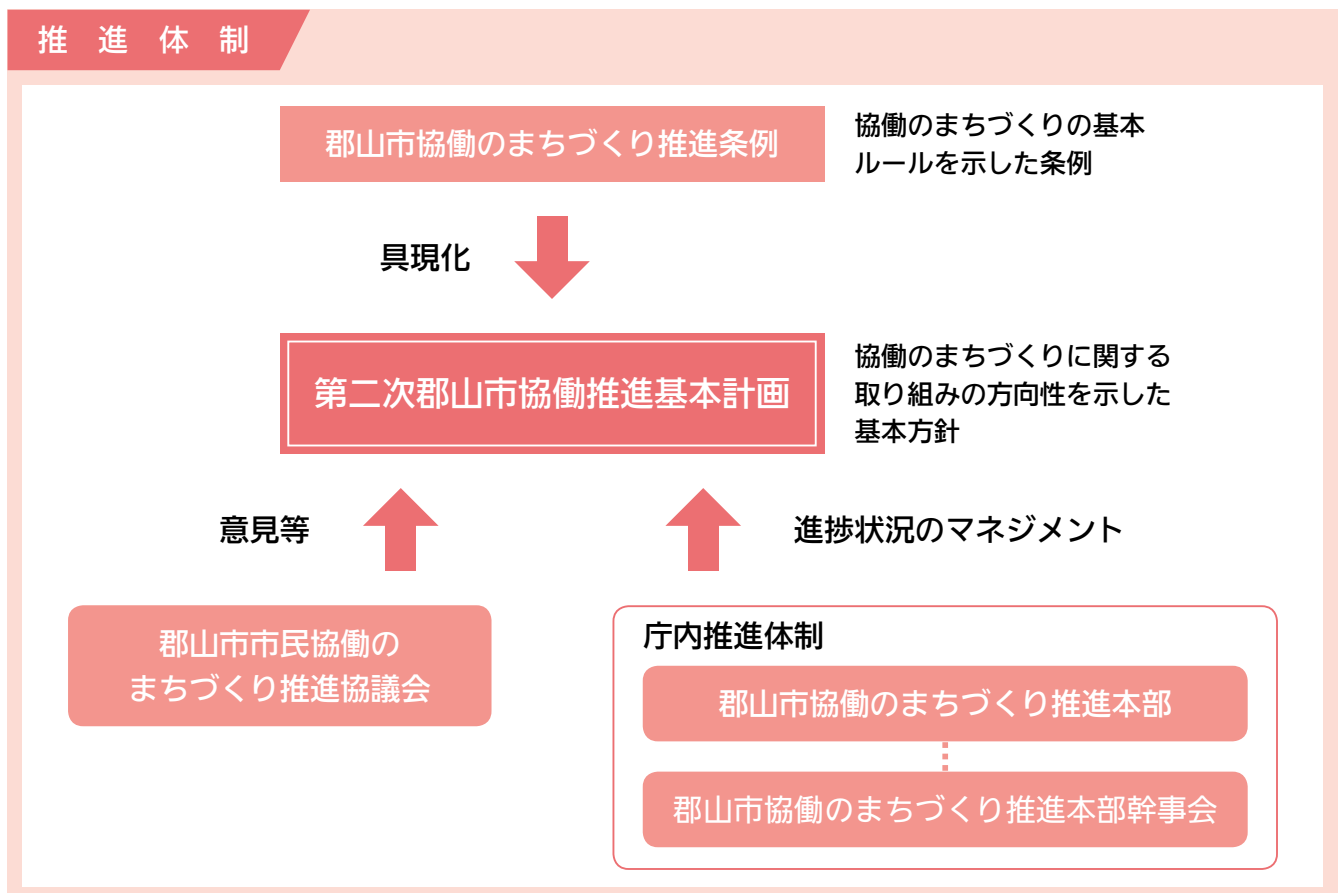
- 協働のまちづくりに関する施策を推進します。
- 公平性、公正性、透明性をもって市民等との連携、支援を図ります。
- 市政に関する情報の分かりやすい発信に努めます。
- 協働のまちづくりに関する啓発に努めます。
- 必要に応じて、国や他の地方公共団体等との連携に努めます。

2-4 推進の考え方

「郡山市協働のまちづくり推進条例」に定められた「5つの基本原則」、「市民、市民活動団体、事業者、市の役割」などにに基づき、協働の各実施主体が対等の立場で、それぞれの役割を担い、責任を認識して公共的な課題の解決に取り組むことにより、協働のまちづくりを推進していきます。

また、協働のまちづくりの推進に向け、市民公益活動実践者や学識経験者などで構成する「郡山市市民協働のまちづくり推進協議会」からの意見等を反映させ、本計画を進めていきます。さらに、庁内推進組織である「郡山市協働のまちづくり推進本部」を設置し、進捗状況の管理を行います。

なお、本計画に基づき講じる施策の実施状況については、毎年度ウェブサイト等を通じて、分かりやすい公表に努め、市民の皆さんとの相互理解や信頼関係の構築、交流促進、新たな協働事業の創出につなげます。



03

郡山市の協働における現状と課題

3-1 前計画の評価と検証



「信頼の絆で結ばれた市民が主役の協働のまち」の実現に向けて、これまで基本計画の施策ごとに定める具体的な取り組みを具現化するための事業を掲げ、毎年実施計画を策定し、事業実施後に評価を行い、次年度の実施計画に反映させるPDCAサイクル※18により各種事業の推進を図ってきました。

本計画の策定に当たり、実施計画の直近（2016年度（平成28年度））の主な取り組みや第五次総合計画基本指標の推移を基にした進捗状況評価、市民の各施策に対する満足度や重要度を調査している市民意識調査の結果を基に、前計画の評価と検証をします。

※18 PDCAサイクル：計画（PLAN プラン）、実施（DO ドゥ）、評価（CHECK チェック）、改善（ACTION アクション）により、継続的に改善活動を行うサイクル。

前計画の成果と課題

基本施策1 協働意識の醸成と人材の育成

具体的な取り組み	主な事業名	成 果	担当所属
出前講座の実施	生涯学習支援事業	市職員が講師となる出前講座を行うとともに、生涯学習の指導可能な個人や団体を「達人先生」として登録し、紹介することで市民の主体的な学習を支援した。	生涯学習課
段階別の講座・研修会等の実施	地区・地域公民館の定期講座等開催事業	公民館において対象ごとの学級・講座を開設し、地域課題の解決や地域振興を促した。	生涯学習課
参加のきっかけとなるイベント等の実施	団塊の世代デビュー事業	公民館において高齢者の経験を生かした地域デビュー講座を行うなど、きっかけづくりの場を提供した。	生涯学習課
協働のまちづくり推進のための手引き等の作成	協働のまちづくり推進事業	「市民活動ガイドブック」、「協働のススメ」等の冊子を作成し、協働のまちづくり推進のための周知・啓発を図った。	市民・NPO活動推進課
小中学校における協働意識を啓発する事業の実施	協働のまちづくり推進事業	各学校で出前講座を行い、周知を図るとともに、「協働のススメ」等の冊子を配布し、啓発した。	市民・NPO活動推進課
青少年が協働のまちづくりに参加しやすい環境づくりの推進	わかもの政策討論事業	本市といわき市の高校生を対象とした政策討論会議を実施し、市政への若者の参画機会の拡充を図った。	政策開発課
本市にゆかりのある人々との連携	シティプロモーション推進事業	年に1回、「郡山市フロンティア大使懇談会」を開催し、フロンティア大使から本市のまちづくり及び魅力発信の意見や提言を頂いた。	国際政策課
市職員の意識醸成	協働のまちづくり推進事業	各種研修や講演会、市民活動サポート職員バンクを実施した。	市民・NPO活動推進課

【課題】

- **団塊世代^{※19}への働きかけ** … 団塊の世代向けに時勢やニーズにあった講座等を実施し、地域参画への働きかけをしていく。
- **若者等のまちづくりへの参加促進** … 将来を担う若者を含めた各世代の市民がボランティア活動やまちづくりに参加しやすい環境をつくり、若者等が主体的にまちづくりに参加する意識の啓発を行う。
- **市職員の協働意識の醸成** … 職員間で協働の実施方法やノウハウを共有する仕組みがないため、職員間の意見交換の場や成功、失敗事例、実施方法、ノウハウなど情報の共有化を推進するための仕組みを作り、意識の醸成を図る。

市民活動サポート職員バンクの活動



※19 団塊世代：1947～1949年（昭和22～24年）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。

基本施策2 情報の共有

具体的な取り組み	主な事業名	成 果	担当所属
市の情報収集・発信機能の充実	こおりやまインフォメーション事業	広報紙をスーパー、コンビニエンスストアに配置し、若者等が入手しやすい環境整備を行うとともに、スマートフォン※20を活用した市政情報の発信に取り組んだ。	広聴広報課
	防災情報発信事業	台風、地震などの気象情報や災害情報などを多様な手段で配信するため、防災ウェブサイトやフェイスブック※21、ツイッター※22の公開などに取り組んだ。	防災危機管理課
様々な実施主体と連携した情報収集・発信機能の充実	オープンデータ※23 利活用推進事業	官民連携によるICT※24 やオープンデータを利用したアプリケーション※25 開発のためのハッカソン※26 を開催した。	ソーシャルメディア推進課

【課題】

- 情報発信・共有を効果的に行うための市民ニーズや方法の検討 … 協働に関する情報の発信・共有について、どのような情報を必要としているのか、どのような情報を届けることができるのか、情報を必要とする人、届けるべき人に効果的に伝えるためにはどうすべきか、市民ニーズや方法を検討する。



- ※20 スマートフォン：個人用の携帯コンピュータの機能を併せ持った携帯電話。
- ※21 フェイスブック：人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型ウェブサイトの中でも、実名での登録が基本で、現実の知り合いとインターネット上でつながり、交流するサービス。
- ※22 ツイッター：今していること、感じていることなどを140文字以内の短い文章にして、インターネット上に投稿するスタイルのインターネットのサービスのこと。
- ※23 オープンデータ：機械による判読が可能な形式で提供される二次利用可能な公共データ。
- ※24 ICT：情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術 (Technology) の総称。
- ※25 アプリケーション：コンピュータ上で使うワープロや表計算などのソフトウェアのこと。
- ※26 ハッカソン：ハックとマラソンを掛け合わせた造語。エンジニア、デザイナー、プランナーなどがチームを作り、与えられたテーマに対し、それぞれの技術やアイデアなどを持ち寄り、1日～1週間程度で集中してサービスやシステム、アプリケーションなどを開発し、成果を競う開発イベントの一種。

基本施策3 市民公益活動への支援

具体的な取り組み	主な事業名	成 果	担当所属
活動拠点の整備	地域集会所補助事業	集会所整備費用等の一部を補助し、町内会等の活動拠点の充実を図った。	市民・NPO活動推進課
市民公益活動を支える保険の充実	市民公益活動総合補償保険制度	市民公益活動中の事故等を補償し、活動に参加しやすい環境の充実を図った。	市民・NPO活動推進課
協働推進のための補助金等の交付	ひとまちづくり活動支援事業、町内会活動促進事業ほか	市民活動団体や市自治会連合会への補助を行い、市民活動の活性化を図った。	市民・NPO活動推進課
NPO等への委託の推進	協働のまちづくり推進事業ほか	市民活動サポートセンターや元気な遊びのひろば（ペップキッズこおりやま）等の運営をNPO法人等へ委託した。	市民・NPO活動推進課ほか
市民協働事業提案制度の推進	市民協働政策提案事業	市民協働政策提案制度を立ち上げ、事業者等と協働で事業を実施し、評価を行った。	市民・NPO活動推進課
市民公益活動支援施設の運営	協働のまちづくり推進事業	市民活動サポートセンターを設置し、NPO法人に運営を委託し、相談機能等の充実を図った。	市民・NPO活動推進課
市民等が持つ資源の有効活用	分権型社会に対応した持続可能な行財政経営の推進	各種機関との連携協定締結（160事業）、開成山屋内水泳場の指定管理者の公募、郡山ユラックス熱海ESC O事業 ^{※27} 、水道局窓口の民間委託などを進めた。	行政マネジメント課
市民公益活動の顕彰	市民活動推進顕彰事業	市民や市民活動団体等の自主的・主体的な地域づくり活動を表彰した。	市民・NPO活動推進課
地域コミュニティ活動の強化	町内会活動促進事業	市自治会連合会と協働で町内会加入促進キャンペーンを実施し、町内会加入促進を図った。	市民・NPO活動推進課

【課題】

- **市民活動に参加しやすい環境づくり** … 自主的・主体的な活動やまちづくりに参加しやすい環境づくり、機運の醸成が十分に進んだとは言えず、今後も継続して取り組んでいく必要がある。
- **市民活動サポートセンターの活用の推進** … 庁内各部署との連携が弱く、協働の拠点として十分活用できていない。庁内に加え、事業者や教育機関等が持つ資源活用のために効果的、計画的な働きかけをしていく必要がある。
- **財源と人材確保への支援** … 市民活動を継続するための財源、人員の確保が大きな課題となっている。団体への補助金交付から、団体の活動PRや社会的成果（インパクト）評価^{※28}の推進、寄附文化の醸成など民間資金や人材を呼び込む取り組みを支援する必要がある。

※27 ESC O事業：省エネルギーの様々な施策、設備、維持、管理等のサービスを提供する事業の総称。エナジーサービスカンパニーの略。

※28 社会的成果（インパクト）評価：短期・長期の変化を含め、事業や活動の結果として生じた社会的・環境的な変化、便益、学びその他効果を定量的・定性的に把握し、事業や活動について価値判断を加えること。

基本施策4 推進のための仕組みの充実

具体的な取り組み	主な事業名	成 果	担当所属
市民参画の機会の推進	双方向コミュニケーション事業	市民提案制度 ^{※29} やICTを活用したココナビこおりやま ^{※30} など多様な手段を使い、広く市民の皆さんの意見や提案を聴取した。	広聴広報課
協働によるイベント等の開催の推進	こどもまつりほか	市内の子育て支援や青少年健全育成に関わる団体と実行委員会を組織し、こどもまつりを開催した。	こども未来課ほか
意見交換の機会等の充実	町内会長等と市長との懇談会	町内会長、自主防災組織、防犯協会、育成会やPTA等の代表者などと市政及び地域の課題について意見交換をした。	市民・NPO活動推進課
様々な交流の場の設置	協働のまちづくり推進事業	市民活動交流フェスタを開催し、市民活動団体同士の交流・連携を図った。	市民・NPO活動推進課
協働による公共施設の管理の推進	アイラブロード事業 ^{※31}	市民や企業等が、ボランティアによる道路美化作業に取り組んだ。	道路維持課
市民等が持つ資源の有効活用	(再掲) 基本施策3		
NPO等への委託の推進	(再掲) 基本施策3		
災害時に協働で取り組む環境の充実・強化	防災啓発事業	防災ハンドブックの作成・配布や、出前講座、親子防災体験事業のほか、市内全域で総合防災訓練を実施し、市民の防災意識の向上を図った。	防災危機管理課
新たな協働事業の検討	市民協働政策提案事業	市民協働政策提案制度を立ち上げ、事業者等と協働で事業を実施した。	市民・NPO活動推進課

【課題】

- **地域コミュニティの強化** … 生活に最も身近な自治組織であり、災害時にも重要な役割を担っている町内会への加入率の低下等、地域コミュニティの衰退が顕在化している。
- **手本となる協働事業の創出** … 手本となるような協働事例が少ない。協働事業の創出及び成果をあげた事例、反省点について、庁内及び市民の皆さんへ情報の発信・共有をする仕組みをつくる。

※29 市民提案制度：市民参画の機会拡大や協働による市政の推進を図るため、市民の皆さんからの提案等を郵送やウェブサイトなどで募集する制度。

※30 ココナビこおりやま：道路の破損・防犯灯の故障などの地域の問題を、市民の皆さんがスマートフォンやタブレット端末などで情報を寄せるシステム。

※31 アイラブロード事業：地域の団体や企業が、ボランティアで市道の清掃や除草作業などの環境美化活動を行う事業。

第五次総合計画基本指標の推移を基にした進捗状況評価

協働のまちづくりに関する主な基本指標

項目 (説明)	初期値 2006年度	現況値 2016年度	目標値 2017年度	定量的評価	達成 状況	達成（未達成） 状況の要因
郡山市に主たる事務所が所在するNPO法人数	69法人	154法人	138法人	↑	目標を上回っており、市民活動が活発化している	<ul style="list-style-type: none"> ■ 震災を契機とした市民活動への関心の高まり ■ NPO法人への委託による専門性を生かした市民活動サポートセンターの運営 ■ NPO法人設立認証等の県からの事務移管に伴う市民利便性の向上、連携促進
町内会等加入率 (市内町内会等に加入している世帯数の割合)	70.6%	63.2%	71.2%	→	ほぼ横ばいではあるが微減傾向も見られるため町内会の役割など一層の周知が求められる	<ul style="list-style-type: none"> ■ アパート、マンション住まい、単身世帯の増加 ■ 地域の活動より仕事や私事を優先する傾向 ■ 加入のメリットが伝わっていない
地域づくり等講演会等参加者数	36人	150人	650人	↑	目標は未達成であるがこの10年で4倍強の増加となっている	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民ニーズの多様化
県地域創生総合支援事業※32における連携数 (採択された事業数)	13件	152件	145件	↑	目標達成しており、今後も引き続き取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民活動への関心の高まり ■ 市民活動を財政面から支援する補助事業に対して需要がある

基本指標

郡山市第五次総合計画の各種事業の進捗状況を評価するため、各指標の初期値とあらかじめ設定した目標値に対して現況値の状況を表示。

定量的評価の矢印（↑、→、↓）は数値の増減ではなく、目標値に対して近づいた場合は「↑」、遠ざかった場合は「↓」、概ね横ばいの場合は「→」で表示。

※32 県地域創生総合支援事業（サポート事業）：住民が主役となる個性と魅力ある地域づくりを推進するため、民間団体や市町村などが行う地域振興の取り組みを支援する福島県の補助事業。

市民意識調査による進捗状況評価

市民意識調査による評価

施策分野	満足度（2016年度）	重要度（2016年度）
市民協働	62.3点	6.4%

- 満足度は第五次総合計画に掲げる全43項目の施策分野の平均値60.4点を上回っており、市民協働に対する取り組みに対し、ある程度の満足を得ている。
- 重要度は6.4%で中央値9.8%を下回っており、他の施策分野より重要度（優先度）は低い。

市民意識調査

まちづくりの進捗状況を評価する方法として、毎年実施している市政全般に対する市民アンケート。本市が実施する施策の満足度や重要度等を調査。

※満足度：施策分野全43項目について、「よい」「まあまあ」「普通」「あまり」「まったく」の5段階で評価した結果を集計（絶対評価）

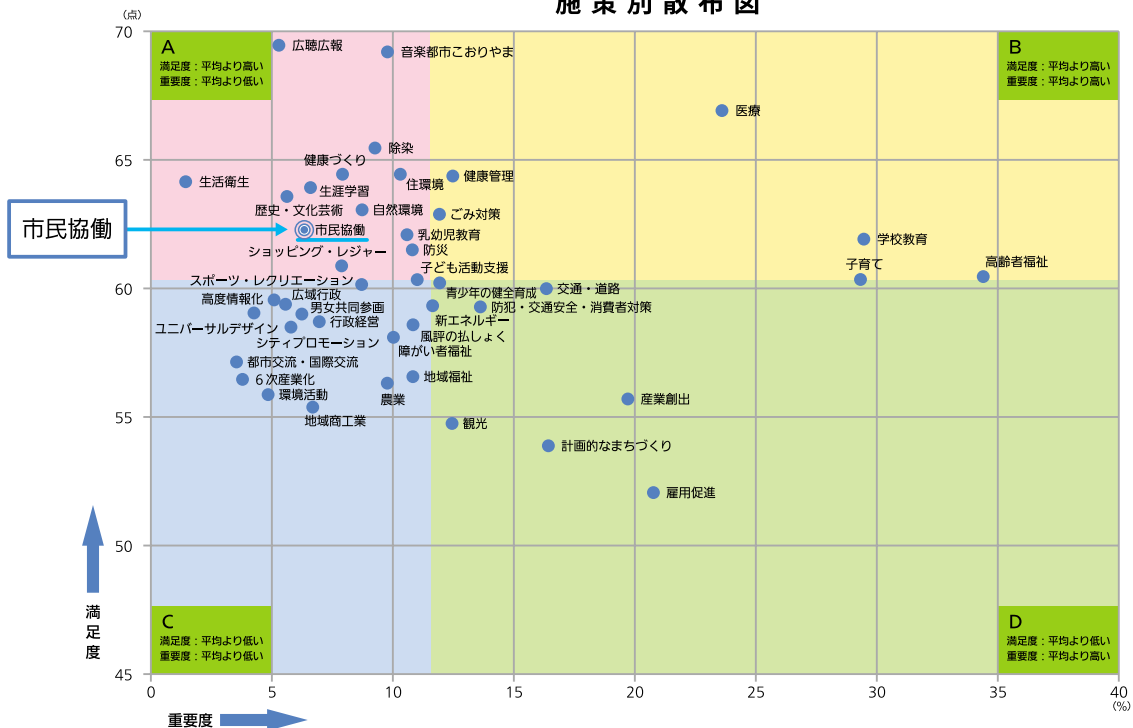
「まったく」 ～30点	「あまり」 30～50点	「普通」 50～70点	「まあまあ」 70～90点	「よい」 90点～
----------------	-----------------	----------------	------------------	--------------

(参考) 最大値：「広聴広報」69.6点 最小値：「雇用促進」52.0点 平均値：60.4点

※重要度：施策分野全43項目のうち、特に重要と思われる項目5つを選択してもらい、選択された数の合計の回答者数全体に対する割合を算出（相対評価）

(参考) 最大値：「高齢者福祉」34.3% 最小値：「生活衛生」1.5% 中央値：9.8% 平均値：11.1%

施策別散布図



3-2 協働をめぐる現状と背景

本計画の策定に当たり、国の動向や本市の現状、その背景をまとめました。

地域共助社会・地域共生社会の推進（国の動向）

共助社会・共生社会づくりに向けた取り組み～経済財政運営と改革の基本方針2017より抜粋～

成果志向の事業遂行を促進する社会的成果（インパクト）評価の推進や民間資金の活用により、社会的課題解決の取り組みに民間の人材や資金を呼び込むとともに、寄附文化醸成に向けた取り組みの推進やNPO活動などを通じ、活力あふれる共助社会づくりを推進します。

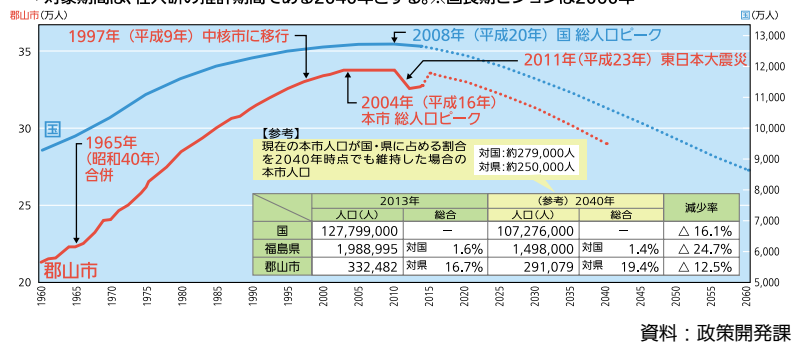
すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現します。市町村における地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制の整備を推進するとともに、介護保険制度と障害福祉両制度に新たに位置づけられた共生型サービスを推進します。

人口減少、少子高齢化による構造変化

国の総人口のピークは、2008年（平成20年）の1億2,808万人でその後人口減少局面に入っており、人口減少は加速度的に進むことが推測されます。郡山市の総人口のピークは、2004年（平成16年）の339,248人で、2011年（平成23年）に発生した東日本大震災により大幅に減少しましたが、2013年（平成25年）9月からは増加に転じています。現状は、緩やかに回復傾向にありますが、全体的には流出傾向に歯止めがかかっていません。2040年には、人口は30万人を切り、291,079人になると推計されています。（資料1）

資料1 「郡山市人口ビジョン：人口の推移と現状」

▶国立社会保障・人口問題研究所（社人研）のデータを基に、国が示すワークシートにより推計
▶対象期間は、社人研の推計期間である2040年とする。※国長期ビジョンは2060年

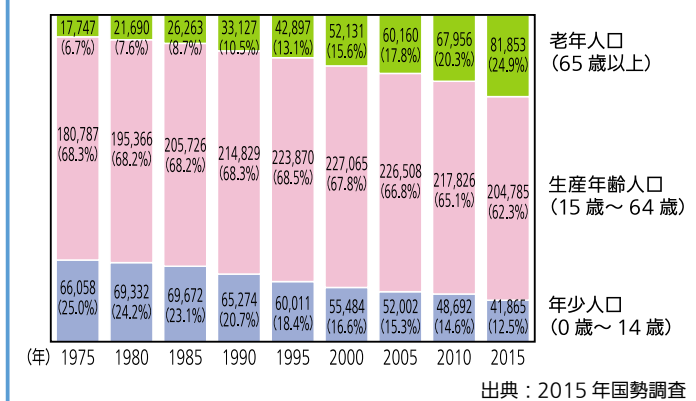


郡山市の年齢別人口の構成を1975年と比較すると、0～14歳の年少人口は12.3ポイント（25.0%→12.7%）の減少、15～64歳の生産年齢人口は6.0ポイント（68.3%→62.3%）減少しています。

しかし、65歳以上の老年人口は18.2ポイント（6.7%→24.9%）増加しており、この40年で急速に少子高齢化が進行し、人口構造が変化しています。（資料2）

人口の減少・構造変化は、税収入減や社会保障費の増大による財政状況の厳しさをもたらします。また、地域においては、子育てと介護のダブルケア、高齢者のみ世帯の増加など深刻かつ複雑な課題が増加しています。

資料2 「年齢別人口構成」



地域活力低下の懸念

地域コミュニティは、市民の皆さんの自主的・自発的な活動や自助※33・共助（互助）※34・公助※35の理念により形成されるもので、本市においては、町内会等や地域の各種団体の積極的な活動により、快適で安全・安心な暮らしやすい地域づくりが進められてきました。

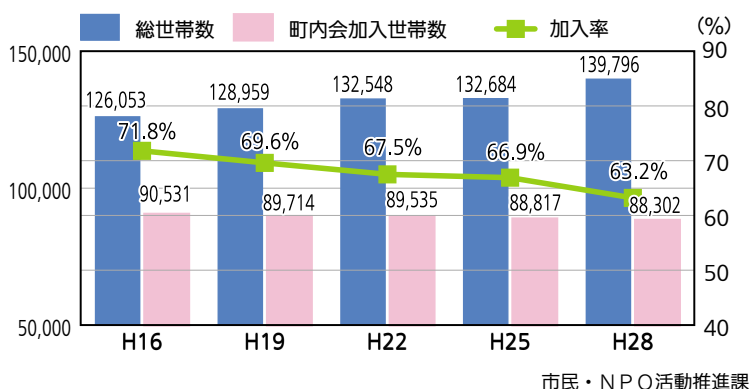
しかし、町内会等の加入率は、年々低下傾向にあり、地域コミュニティの衰退が懸念されます。（資料3）

さらに人口減少は、地域における文化・コミュニティ活動等の担い手の減少を招き、これまで地域コミュニティが果たしてきた共助機能の低下や地域のにぎわい、文化・伝統の喪失に繋がります。地域活力が低下することが懸念されます。（資料4）

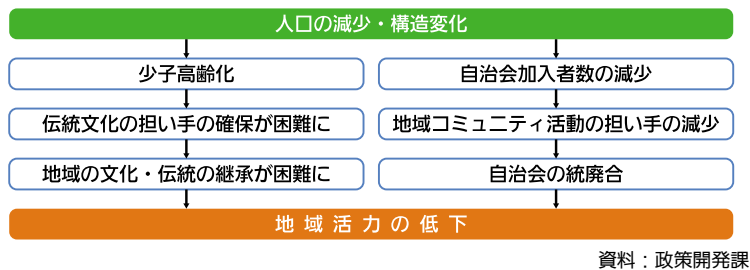
また、「町内会等運営上の課題」（「協働のまちづくり市民等意識調査（2016年）」）として最も多かったのが「役員のなり手不足（役員の高齢化など）」、次いで「会員の高齢化」でした。（資料5）

担い手を育成するために、各世代への活動を促すとともに、持続可能な組織体制づくりを検討することも必要となってきます。

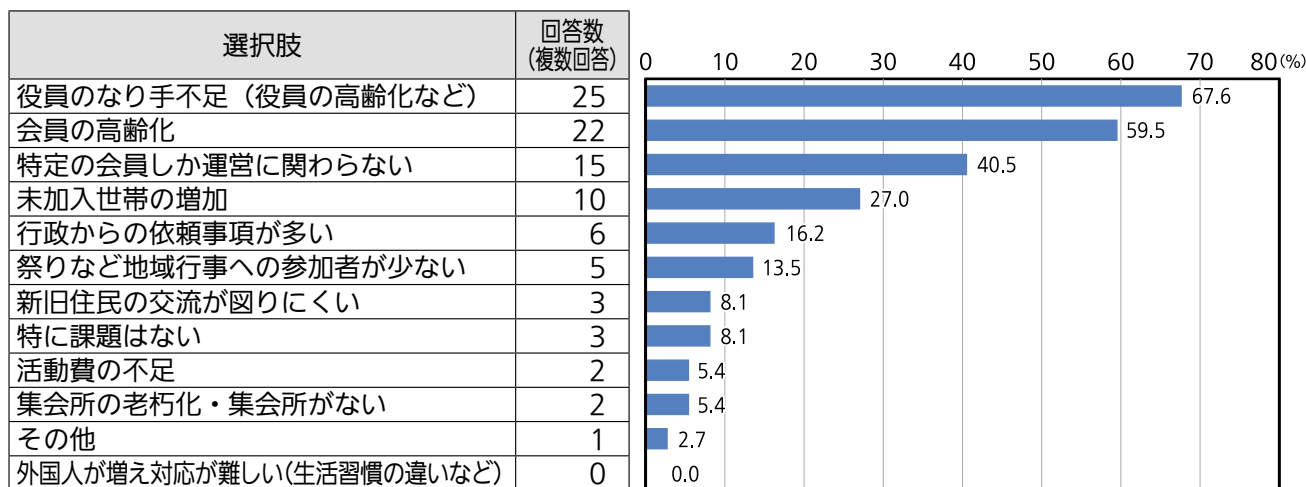
資料3 「町内会加入世帯数の推移」



資料4 「郡山市人口ビジョン」



資料5 「町内会等運営上の課題」



※33 自助：自分でできることは、自分で解決すること。

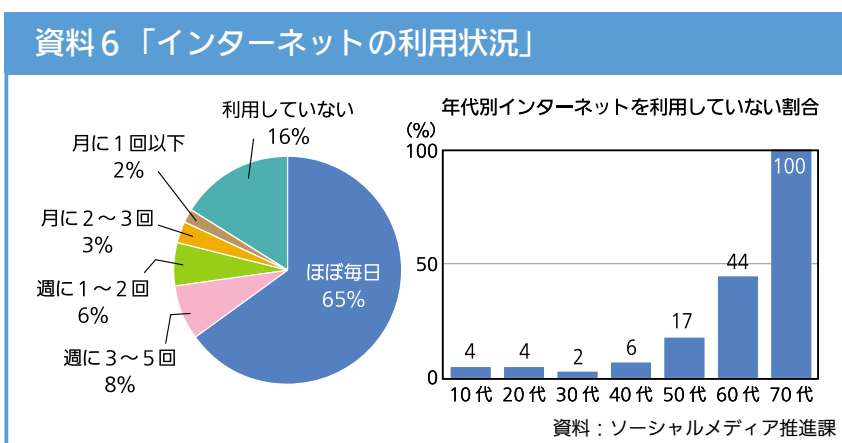
※34 共助：互いに助け合うこと。互助。

※35 公助：個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公的機関が行うこと。

高度情報化社会

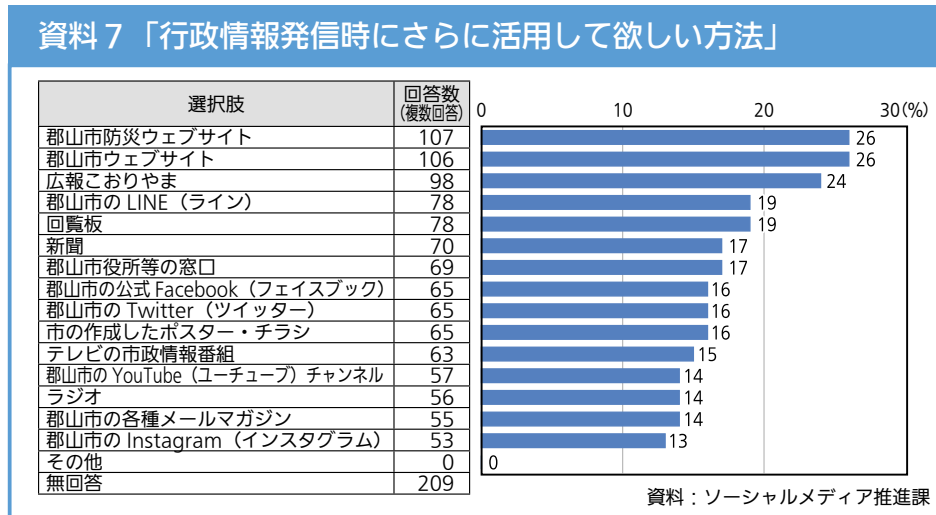
1990年以降、IT（情報技術）革命※36 が起こり、コンピュータ価格の低下やブロードバンド※37 環境の整備により、多くの人々が手軽にインターネット※38 を利用できるようになりました。インターネットでの買い物、SNS※39 を利用したコミュニケーションなど、暮らしの様々な場面でICTが活用されており、身近な生活の中にも深くかつ急速に浸透してきています。こうした変化に伴い、市民ニーズやライフスタイルも多様化、複雑化しており、今後さらにICTやAI※40、IoT※41、ロボットなどが普及していくことで、変化がますます加速すると推測されます。

2017年（平成29年）に実施した「ICT推進計画2018-21策定に係るアンケート」によると、インターネットを「ほぼ毎日利用している」と回答している方が65%である一方、インターネットを利用していない方は16%となっており、その年代別の割合は、60代では44%、70代では100%となっています。（資料6）



また、今後、行政情報を発信する際にさらに活用して欲しい方法については、防災ウェブサイト及び市ウェブサイトが26%で最も多く、その他フェイスブックやツイッターなどSNSの要望がある一方、これまでどおり広報紙やテレビ、新聞などのマスメディアの活用も必要とされています。（資料7）

このことから、情報格差（デジタルディバイド※42）に十分配慮しながら、インターネットやスマートフォンなどを活用したICT施策を推進していくことが求められています。



※36 IT革命：コンピュータやインターネットなどの情報に関する技術の変革によって、産業構造、行政のあり方から個人のライフスタイルまで社会全体が急激に変化すること。
 ※37 ブロードバンド：高速な通信回線の普及によって実現されるインターネット通信サービスのこと。
 ※38 インターネット：通信プロトコル（通信手順、通信を行う上での約束事）を用いて、全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータネットワーク。
 ※39 SNS：ソーシャルネットワーキングサービス。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサービスのこと。
 ※40 AI：人工知能。(Artificial Intelligence) の略。
 ※41 IoT：あらゆるものがインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス等の総称。モノのインターネット (Internet of Things) の略。
 ※42 デジタルディバイド：情報格差。パソコン、インターネットなどの情報通信技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差のこと。

東日本大震災後の意識の変化

東日本大震災及び原子力災害発生時、町内会やNPO法人をはじめとする市民活動団体、企業やボランティア、そして行政が連携し、安否確認や避難所の開設・運営、炊き出し、物資の配給、慰問活動を行う等、互いに支えあう姿があちらこちらで見られました。

そうした姿から、人と人との絆の大切さや、ともに困難を乗り越えようとする市民の皆さんの底力を再認識することができました。

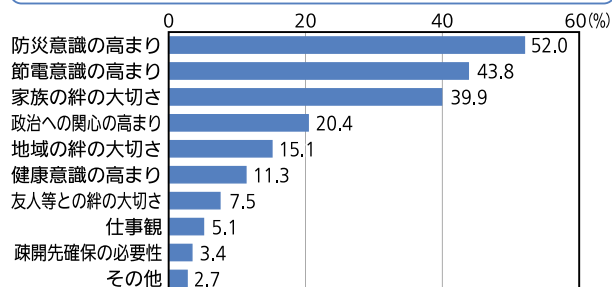
国土交通省が2012年（平成24年）に実施した「国民意識調査」によると、震災後の考え方で変わったことは「防災意識の高まり」52.0%で最も多く、3番目に「家族の絆の大切さ」となっています。（資料8）

また、社会資本に求める機能については、「安全・安心を確保する機能」が最多で74.4%と突出しており、安全・安心に対する関心が高まっていることが推測できます。（資料9）

未曾有の大震災、そして震災に伴う原発事故の経験を踏まえ、協働で安全・安心なまちをつくる必要があります。

資料8 「震災後の考え方の変化」

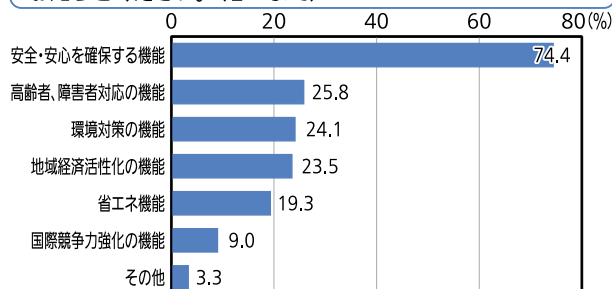
2011年3月に起こった東日本大震災後、あなたの考え方で変わったことは何ですか。（3つまで）



出典：国土交通省（国民意識調査）

資料9 「震災後社会資本に求める機能」

東日本大震災を踏まえて、あなたが社会資本に求める機能をお知らせください。（2つまで）



出典：国土交通省（国民意識調査）

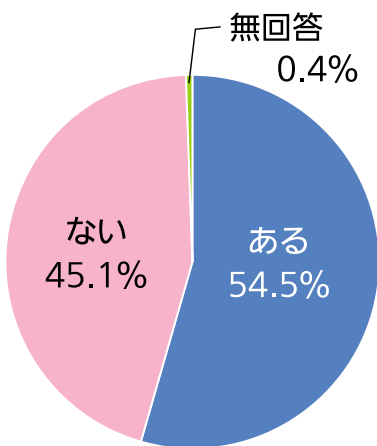


3-3 協働のまちづくりに関する市民意識

協働のまちづくりに対する市民の皆さんの意見、要望等を集約し、市民ニーズを踏まえた協働のまちづくりに関する施策を推進することを目的に、2016年（平成28年）に「協働のまちづくり市民等意識調査」（以下「市民等意識調査」）を実施しました。この主な結果のほか、市民活動サポートセンターの活用状況、市民ニーズと今後の課題、方向性についてまとめました。（資料10～15）

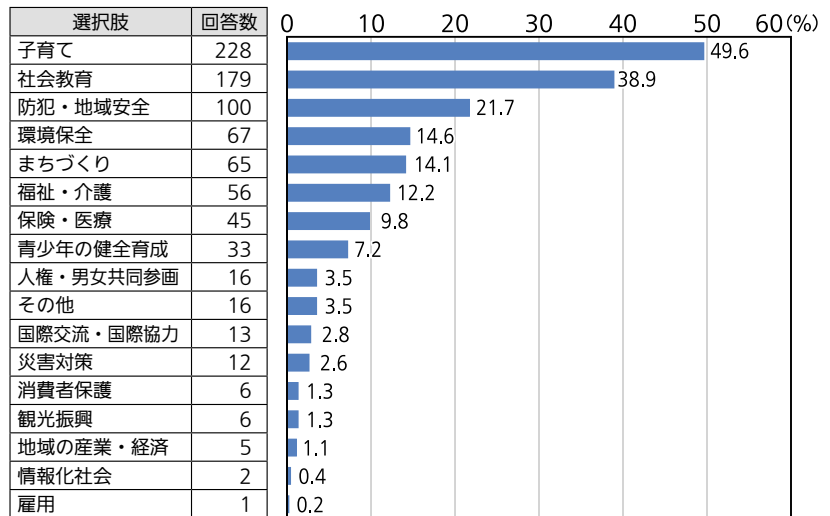
市民等意識調査の主な結果と今後の課題・方向性

資料10 地域・市民活動への参加状況

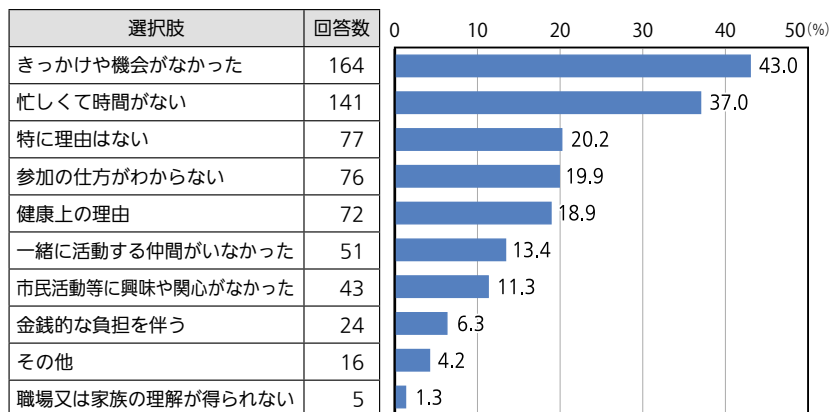


N=844

・「ある」場合：参加した活動内容（複数回答）



・「ない」場合：参加したことがない理由（複数回答）

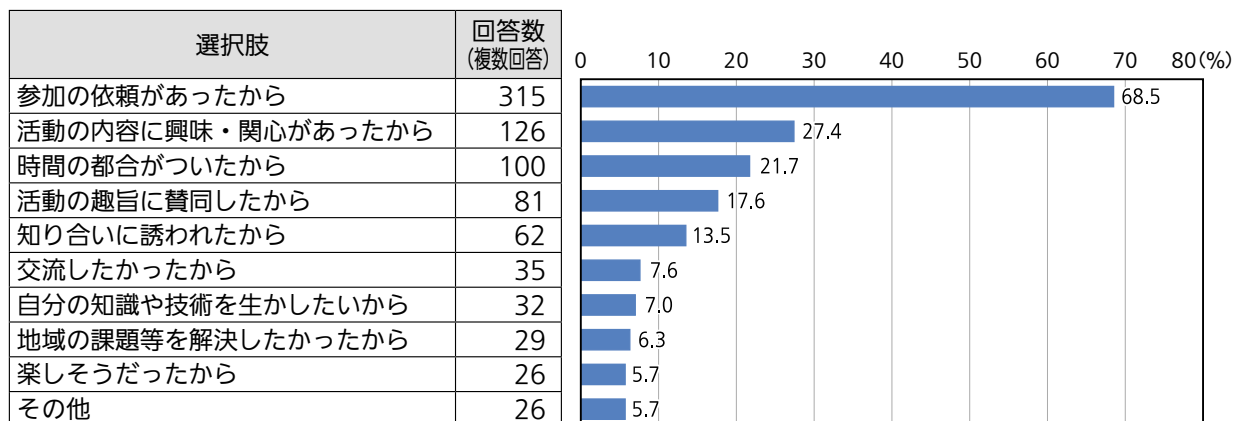


- 活動に参加したことが「ある」が54.5%で、「ない」45.1%を上回った。
- 参加した活動で最も多かったのは「子育て」、次に「社会教育」。
- 参加したことがない理由で最も多いのは「きっかけや機会がなかった」。

【課題・方向性】

- 「子育て」や「社会教育」をきっかけとした市民活動への参加促進
- 働き方改革による余暇の活用

資料11 地域・市民活動への参加理由

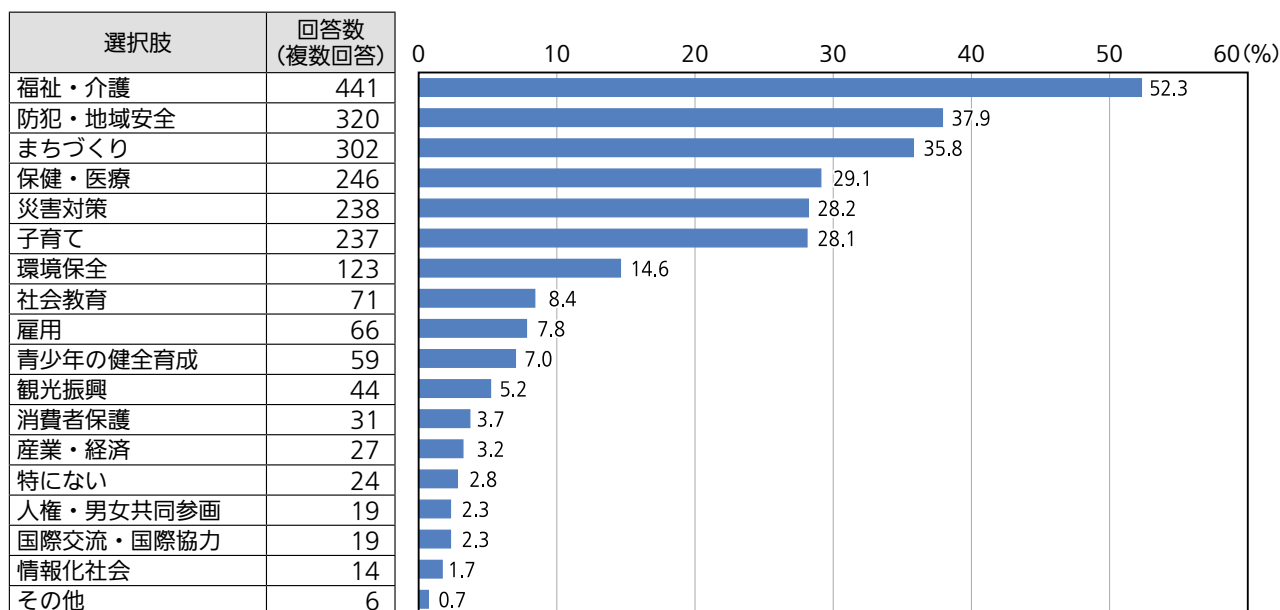


- 「参加の依頼があったから」が最多で突出している。

【課題・方向性】

- 人、地域で相互に参加を依頼できる絆づくり
- 活動内容の周知充実

資料12 協働が必要・有効な分野



- 「福祉・介護」、「防犯・地域安全」、「まちづくり」が必要とされている。

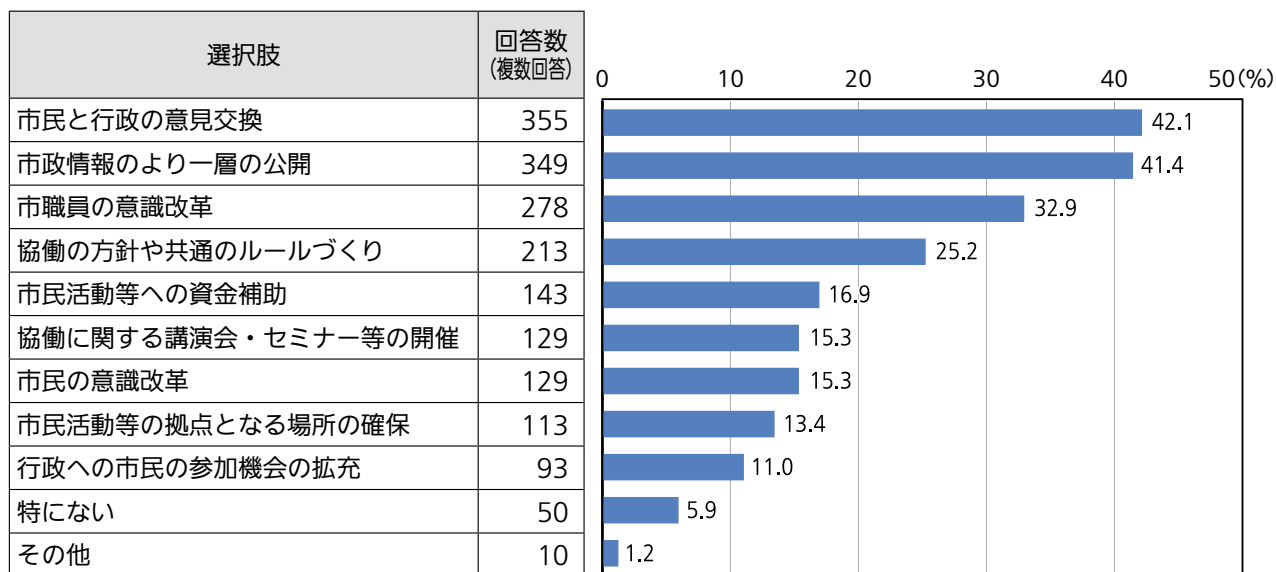
【課題・方向性】

- 地域包括ケアシステム^{※43}の深化、セーフコミュニティ^{※44}活動の推進

※43 地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービス提供体制を、地方自治体が地域の特性に応じて構築すること。

※44 セーフコミュニティ：WHO（世界保健機関）地域安全推進協働センター（現在はセーフコミュニティ認証センター）が創設した認証制度。「生活の安心と安全を脅かすけがや事故は、原因を究明することで予防することができる」という理念のもと、地域の実情をデータを用いて客観的に評価し、地域住民、地域団体・組織、関係機関、行政などが力を合わせて「安心して生活できる安全なまちづくり」に取り組む活動を行っている地域のことをいう。

資料13 協働のまちづくりに必要なこと



- 「市民と行政の意見交換」、「市政情報のより一層の公開」、「市職員の意識改革」が必要とされている。

【課題・方向性】

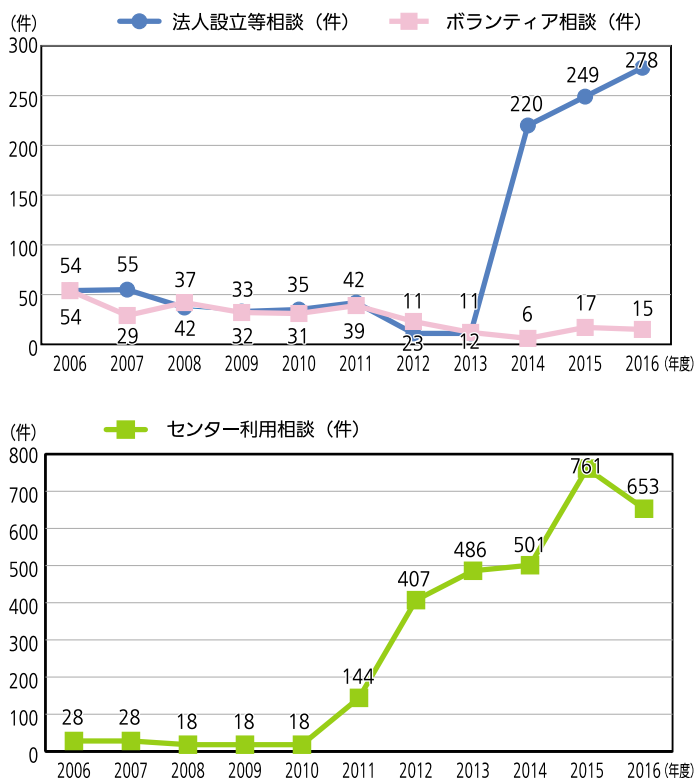
- 審議会やアンケート、ワークショップなど様々な場面を活用した市民参画の機会の拡充
- 広報紙やマスメディアなどこれまでの広報手段に加え、ICTを活用した情報発信、共有の推進



市民活動サポートセンターの利用状況と今後の課題・方向性

資料14 市民活動サポートセンター各種相談対応状況 ※2014年度から委託

年度	法人設立等相談 (件)	ボランティア相談 (件)	センター利用相談 (件)
2006	54	54	28
2007	55	29	28
2008	37	42	18
2009	33	32	18
2010	35	31	18
2011	42	39	144
2012	11	23	407
2013	11	12	486
2014	220	6	501
2015	249	17	761
2016	278	15	653



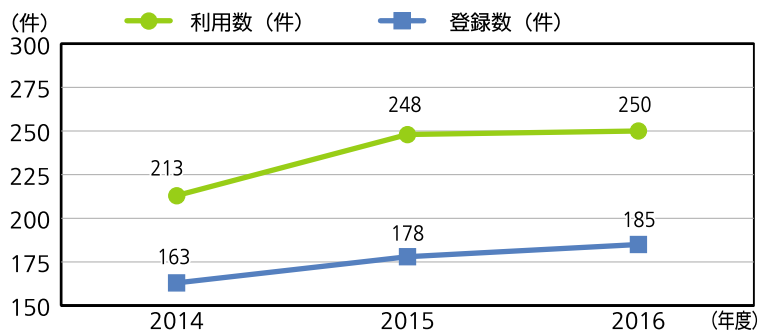
- 2011年まちづくり活動保険導入後、センター利用相談件数が増加した。
- 2014年NPO法人への委託後、専門性の高い相談等に応じることができるようになり、相談・利用件数が増加した。

【課題・方向性】

- 市民活動の拠点として、市民ニーズに対応するための効果的な活用と利用周知の充実

資料15 市民活動サポートセンター登録数・利用件数 ※2014年度から委託

年度	登録数 (件)	利用数 (件)
2014	163	213
2015	178	248
2016	185	250



- 登録件数、利用件数とも順調に増加している。

【課題・方向性】

- 市民活動の拠点として、市民ニーズに対応するための効果的な活用と利用周知の充実

～市民活動を応援します！ 市民活動サポートセンター(アシストパーク郡山)～

市民活動サポートセンターでは、市民活動に取り組む皆さんのために、情報の提供や講座の実施、イベントの開催などのサポートをしています。「市民活動団体を知りたい」「助成金情報を知りたい」など、お気軽にご相談下さい。

相談窓口

NPO法人設立の相談 ・NPO法人の設立相談 ・申請書や定款の添削	運営相談 ・市民活動団体、NPO法人の運営や経営面をサポート ・事業報告書等の各種相談	会計相談 ・NPO法人の会計支援 ・専門会計ソフトの使い方サポート	助成金の紹介・申請相談 ・助成金の情報提供や申請書の添削 ・クラウドファンディングの活用サポート	専門家による各種相談 ・会計士や税務・法務の専門家による相談会の実施
--	--	--	---	--

広報をお手伝いします

活動の告知などに役立つ情報スタンドが利用できます

- 情報スタンド設置場所**
- 郡山市役所西庁舎 1階
 - ビッグアイ 6階 市民プラザ前
 - その他各所 情報コーナー

以下のツールで広報できます
媒体の選択は、情報、添付内容により選択します

- 発信メディア一覧**
- 市民活動サポートメール ……月 1 回発行
 - 広報誌あしすとばあく ……年 4 回発行
 - Web …… 3 日以内
 - Facebook …… 3 日以内

印刷機・コピーサービス ★有料 ■無料
市民活動に役立つ印刷機などの便利な設備が利用可能です



交流事業の開催

市民活動交流フェスタ
市民活動団体相互の交流や活動周知を図り、市民参加へと繋げるためのイベントです。



市民活動交流サロン
情報交換や発表、仲間づくりなど気軽に集える茶話会です。



各種講座の開催

市民活動応援講座
外部専門家講師を招き、会計や資金調達、助成金、SNSなどの講座を開催します。



会計ソフトの使い方講座
NPO法人会計基準に対応した会計ソフトの使い方講座を開催します。

マッチング事業の実施

「ほしい」と「あるよ」をつなぎます。

「社会・地域貢献をしたい」、「まちづくりに協力したい」という市民や事業者、市民活動団体などと、地域づくりやまちづくり活動に取り組んでいる市民活動団体などのニーズを結びつけます。市民活動団体とボランティア希望者間のマッチングも行います。



皆様の事務所などに
向って実施する
「出前サービス」
対象のマークです。



詳しくは
サポートセンター
ホームページへ

市民活動サポートセンター問合せ先

住所：郡山市朝日 1-23-7 郡山市役所西庁舎 3階 電話/FAX：024-924-3352
メールアドレス：ap@utsukushima-npo.jp

04

あるべき将来像と基本方針・基本施策



本計画では、基本理念を達成するためのあるべき将来像（基本目標）と3つの基本方針を掲げ、それらの実現のため、7つの基本施策を定めます。施策の進捗状況を明確にし、取り組みの評価や検証、改善に生かすため、施策ごとに基本指標を設定します。

また、計画全体の進捗状況を評価する方法として、市民意識調査の「地域への愛着度」及び「市民協働の満足度」を全体指標に設定します。

なお、本計画における指標及び目標値、推進部局については必要に応じて見直しを図ります。

全体指標

項目	現況値 (2016年度)	目標値 (2025年度)	説明
地域への愛着度	67.6%	70.0%	市民意識調査で「今後も郡山に住みたい」と回答した市民の割合
市民協働の満足度	62.3点	70.0点	市民意識調査における「市民協働」の取り組み状況に対する満足度

4-1 あるべき将来像（基本目標）

誰もが地域で輝く市民総活躍のまち

市民の皆さんが、まちづくり基本指針策定のための市民会議で描いたあるべきまちの姿「誰もが地域で輝く未来」、そして、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、すべての人が家庭や職場、地域などあらゆる場所で力を発揮し存分に活躍できる市民総活躍のまちを目指し、あるべき将来像（基本目標）を上記のとおり定めます。

市民の皆さんとともに、地域コミュニティの強化や、使いやすく、分かりやすい双方向の情報発信・共有に努め、東日本大震災及び原子力災害の経験を踏まえた安全・安心なまちづくりを推進します。

また、本計画は次の4つの課題解決のためのポイントを定め、あるべき将来像（基本目標）の実現を目指します。

1 市民総活躍の推進

若者も高齢者も、性別に関わらず、すべての人が家庭や職場、地域などあらゆる場所で、経験や知識、技能を発揮し、存分に活動できるよう取り組みます。

2 セーフコミュニティ活動の推進

科学的データに基づき、市民の皆さんと行政等が協働で安全・安心なまちづくりを目指すセーフコミュニティ活動に取り組みます。

3 ICT（情報通信技術）の活用

ICTを活用し、市民公益活動に関する情報の発信・共有を図り、協働のまちづくりに対する理解と参加促進に取り組みます。

4 人材の育成と活用

家庭、職場、地域などの一員として、積極的に協働のまちづくりや市民公益活動に参加、協力する人材の育成及びこれまでの経験や知識、技能を発揮し活動できる人材の活用に取り組みます。



4-2 計画体系図

条例で定める
基本理念

信頼の絆で結ばれた市民が主役の協働のまち

課題解決のための
ポイント

市民総活躍の推進

セーフコミュニティ
活動の推進

ICT(情報通信技術)
の活用

人材の育成と活用

推進の考え方

条例で定める

5つの基本原則

実施主体の役割

基本方針

基本方針 1

協働のまちを支える
ひとづくり

基本方針 2

協働に関する情報の
発信・共有

基本方針 3

協働を進めるための
仕組みづくり

市民、町内会、

市の取り組み

基本施策

1 協働を支える人材の育成と協働意識の醸成

若者を中心に主体的にまちづくりに参加する意識を醸成します

2 協働の担い手となる人材の活用

シニア世代等の市民活動への参加を促します

3 ICTを含めた多様な手段による情報の発信・共有

市民ニーズに対応した情報の発信・共有を進めます

4 市民活動への参加と市民参画の促進

企画立案、実施、評価、改善の各段階に市民参画を進めます

5 市民活動がしやすくなるための支援

持続可能な市民活動のための事業や団体運営等の支援をします

6 市民等が持つ資源を生かしたまちづくり

産学金官連携や市民等の新しい発想、専門性等を活用します

7 協働で進める安全・安心なまちづくり

地域、関係機関、各種団体との協働による取り組みを進めます

市民活動サポートセンターの活用

誰もが地域で輝く市民総活躍のまち



連携

NPO法人等の市民活動団体、事業者の取り組み

4-3 基本方針と基本施策

基本方針1 協働のまちを支えるひとづくり

市民活動を支える基盤は人材です。「誰もが地域で輝く市民総活躍のまち」を目指すため、すべての世代の市民活動への参加を促進します。特に、これからの市民活動を担う若者（ここでは中学生～30歳未満）の人材育成を進めます。

市民の皆さんと市職員の協働意識を醸成するとともに、シニア世代（ここでは、団塊世代より上の世代）や団塊の世代及び子育てが一段落した親たちの知識や経験、技能を活用し、市民活動の担い手不足の解消を目指します。

生産活動^{※45}の中心となる働く世代（ここでは15歳以上65歳未満）のワークライフバランス^{※46}を推進し、仕事と生活の調和を図ることで、市民活動への参加を促します。

地域のお祭りで活躍する若者の様子



基本方針2 協働に関する情報の発信・共有

市政情報の提供や、市民の皆さんとのまちづくりに関する意見交換は協働のまちづくりの推進に必要不可欠です。

市民の皆さんと情報を迅速に共有できるよう、ICTの活用を含めた情報発信や共有手段の多様化を図るとともに、オープンデータを活用した取り組みを支援し、協働のまちづくりを推進します。

審議会やアンケート、ワークショップなど市民参画の機会を拡大し、市民活動への参加を促進します。

町内会長等と市長との懇談会の様子



※45 生産活動：経済学で意味するところの交換や取引の対象となる財・サービスを生み出す活動。

※46 ワークライフバランス：仕事と生活の調和。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

基本方針3 協働を進めるための仕組みづくり

市民の皆さんの提案や専門性、柔軟性を生かすことが協働のまちづくりを進めることにつながります。市民活動が盛んで誰もが地域で輝き、誇れる協働のまちを目指すため、ボランティアやCSR※47など、市民の皆さんが持つ資源を生かしたまちづくりを進めます。

市民活動を支援する拠点施設である市民活動サポートセンターを活用し、これから活動を始めたい方や関心のある方への助言はもちろん、活動に取り組んでいる方の活動段階に応じた情報提供や、講座・イベントの開催などを行い、持続可能で自立した市民活動を推進します。

住民、団体、機関、行政が協働でセーフコミュニティ活動や地域包括ケアシステムを推進し、地域に根差した活動体制を構築し、安全・安心なまちづくりを進めます。



※47 CSR：企業の社会的責任。企業の責任を従来からの経済的、法的責任に加えて、人権に配慮した適正な雇用や労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など、企業が市民として果たすべき責任をいう。「企業の社会的責任 Corporate Social Responsibility」の略。

基本施策1 協働を支える人材の育成と協働意識の醸成

子どもの頃から家庭でのお手伝いや地域との交流を大切にし、家庭や学校、地域で起きていることを他人事ではなく、自分事としてとらえ、環境美化や防災・防犯などのボランティア活動や地域の祭り、行事などに積極的に関わることができる人材の育成に取り組みます。

また、互いに助け合いながら課題を解決する協働意識の醸成に取り組みます。

さらに、教育機関等と連携しながら、活動機会の発掘や提供をし、将来を担う若者が主体的にまちづくりに参加する意識の醸成やボランティア活動等に参加しやすい環境づくりを進めます。

こどもまつりで活躍する高校生ボランティア



きらめき出前講座の様子



重点項目

取 り 組 み 内 容	推 進 部 局
①学校や地域等と連携したまちづくりの担い手を育成するための講座や研修会等の実施	全部局
②イベント、ガイドブック、ウェブサイト、マスメディア等を活用した協働意識の啓発	市民部
③職員の市民活動参加促進、協働啓発のための研修会の実施	総務部、市民部

基本指標

項 目	現況値 (2016年度)	目標値 (2025年度)	説 明	担当所属
きらめき出前講座 実施件数	261件	300件	市の職員が講師として出向き 市政に関する講座を実施した 件数	生涯学習課
地域人材の小・中 学校における 活用人数	1,901人	モニタリング指標	学習や体験活動に講師として 地域の人材を活用した延べ人 数	学校教育 推進課

基本施策2 協働の担い手となる人材の活用

人口減少、少子高齢化が急速に進展する中、限られた人材を協働のまちづくりの担い手として、いかに活用していくかが重要となります。

シニア世代や団塊世代、子育てが一段落した親たちが、働く世代のサポーターとして、これまで培ってきた知識や経験、技能を生かして、地域コミュニティの保全・維持に不可欠な存在となるよう、市民活動への参加を促します。

また、目的や行動を共にし、絆をつくることで孤立化を防ぎます。

さらに、市民総活躍を推進するため、ワークライフバランスを推進し、働く世代の仕事と生活の調和を図ることで、余暇を活用した市民活動への参加を促し、協働の担い手を確保します。

学習支援活動の様子(寺子屋郡山)



子育て支援講座参加者の様子



重点項目

取 り 組 み 内 容	推 進 部 局
①シニア世代、団塊世代、子育てが一段落した親たちの知恵や経験、技能を活用した事業等の実施	市民部、保健福祉部、こども部、教育総務部、学校教育部
②働く世代のワークライフバランスを推進する事業等の実施による余暇を活用した市民活動への参加促進、啓発	政策開発部、市民部、教育総務部

基本指標

項 目	現況値 (2016年度)	目標値 (2025年度)	説 明	担当所属
生涯学習きらめきバンク ^{※48} 登録者数(累計)	276人	300人	生涯学習きらめきバンクに講師として登録した人数	生涯学習課
仕事と家庭生活と地域・個人の生活をバランスよく行っている市民の割合	5.2% (2016年度男女共同参画に関する市民意識調査)	20.0%	ワークライフバランスについて、現状においてバランスよく行っていると回答した市民の割合	男女共同参画課

※48 生涯学習きらめきバンク：様々な知識や、技術、経験を持つ人に『達人先生』として登録してもらい、要望に応じて講師や指導者として紹介する制度。

基本施策3 ICTを含めた多様な手段による情報の発信・共有

ICT（情報通信技術）の活用を含めた情報発信や共有手段の多様化を図り、市民の皆さんと双方向の情報発信・共有に努め、市政への提案など市民参画の機会の拡大や課題の共有を進めます。なお、推進に当たっては、情報格差（デジタルディバイド）の解消に十分配慮します。

また、どのような情報を必要としているのか、どのような情報を届けることができるのか、情報を必要とする人、届けるべき人に効果的に伝えるためにはどうすべきかを検討し、分かりやすく、興味を持ってもらえるような市政情報の公開を進めます。



震災の経験から、避難情報や気象情報を多様な手段で迅速かつ円滑に伝達し、災害時や緊急時の被害を減らす減災の取り組みを進める中で、SNSや公開型GIS※49などを積極的に活用し、市民の皆さんとの情報共有手段の拡充を図ります。また、災害時の情報収集・発信拠点の拡大などを図るため、全市的な防災拠点などへの公衆無線LAN※50環境の整備を進め、利用促進を図ります。

重点項目

取 り 組 み 内 容	推 進 部 局
① ICTを活用した双方向の情報発信・共有による市民参画	全部局
②ニーズに対応した市民活動に興味を持てる情報の発信・共有	市民部
③情報格差に配慮した多様な手段による市政情報の公開	政策開発部、市民部
④災害時や緊急時に迅速かつ円滑に情報発信・共有ができるICT活用を含めた手段の拡充	全部局

基本指標

項 目	現況値 (2016年度)	目標値 (2025年度)	説 明	担当所属
市ウェブサイトのアクセス件数	2,113,735件	2,400,000件	市ウェブサイトのトップページのページビュー数	広聴広報課
公衆無線LANへのアクセス件数	92,250件	120,000件	市内公共施設等の公衆無線LANを利用した件数	ソーシャルメディア推進課

※49 公開型GIS：インターネットで市の施設マップ、防災マップ、公園マップ、航空写真などを見ることができるサービス。GISとは、地理情報システム（Geographic Information System）の略。

※50 公衆無線LAN：無線LANによるインターネット接続サービス。サービスエリア内であれば、無線LAN機能を持った端末により、無料で高速データ通信の利用が可能。

基本施策4 市民活動への参加と市民参画の促進

町内会等の活動は、住みやすい地域を築くための活動であり、生活に身近な市民活動です。町内会未加入者や移住者（定住者）には参加を促し、すでに加入・参加している方には、活動頻度を高める働きかけを行い、地域コミュニティの保全・維持を進めます。

広く市民の皆さんの意見や提案を聴取するため、ライフスタイルの多様化に配慮しながら、企画立案、実施、評価、改善の各段階に市民の皆さんの参画を進め、意見交換の機会の充実を図ります。

町内会等が行う資源回収活動



重点項目

取 り 組 み 内 容	推 進 部 局
①環境、健康、福祉、安全など市民活動の啓発・促進のための講座や研修会、イベント等の実施	全部局
②企画立案、実施、評価、改善各段階での市民参画の機会の充実	全部局

基本指標

項 目	現況値 (2016年度)	目標値 (2025年度)	説 明	担当所属
町内会等加入率	63.2%	70.0%	町内会等に加入している世帯数の割合	市民・NPO活動推進課
町内会の地域活動対象世帯率	69.2%	75.0%	町内会が地域活動を通して関わりをもっている世帯数の割合	市民・NPO活動推進課
市民提案制度への投稿件数	699件	700件	市民提案制度に寄せられた提案等の件数	広聴広報課
アイラブロード加盟団体による清掃活動回数	392回	408回	除草や清掃等の道路環境美化活動を団体や企業が実施した回数	道路維持課
河川愛護団体による除草等河川管理率	4.7%	6.5%	河岸延長（河川両岸）の除草等の河川環境美化活動を河川愛護団体が実施した割合	河川課

基本施策5 市民活動がしやすくなるための支援

市民活動サポートセンターが、市民の皆さんの市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進するための拠点施設として認知、理解され、活用されるよう、より一層の周知を図り、市民活動がしやすい環境をつくります。

また、市民活動に参加しやすい環境の充実を図るため、市民活動中の傷害事故や賠償責任事故を補償する保険制度の運営に引き続き取り組みます。

さらに、町内会やNPO法人等市民活動団体が抱える、財源や人員、活動拠点等の課題解決に向けた支援を行い、持続可能な市民活動を推進します。

今後、官民に蓄積されたビッグデータ※51の活用が、新たな産業や雇用の創出、社会的課題の解決につながると期待されることから、本市が持つ公共データのオープンデータ化を着実に進め、地域の課題を「見える化」し、課題解決を推進します。

市民活動サポートセンター



重点項目

取 り 組 み 内 容	推 進 部 局
①市民活動サポートセンターのより一層の周知・活用による市民活動の推進	市民部
②持続可能な市民活動を推進するため財源や人員、活動拠点等の課題解決に向けた支援	全部局
③地域の課題「見える化」(公共データのオープンデータ化)による地域課題解決の推進	政策開発部

基本指標

項 目	現況値 (2016年度)	目標値 (2025年度)	説 明	担当所属
市民活動サポートセンター相談対応件数	946件	1,800件	市民活動サポートセンターで対応した各種相談の年間件数	市民・NPO活動推進課
市民活動サポートセンターウェブサイトアクセス件数	20,304件	28,000件	市民活動サポートセンターウェブサイトのトップページのページビュー数	市民・NPO活動推進課
市内NPO法人数	154法人	180法人	市内に主たる事務所が所在するNPO法人数	市民・NPO活動推進課

※51 ビッグデータ：インターネットの普及やコンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される大容量のデジタルデータ。事業に役立つ知見を導出するためのデータをいう。

基本施策6 市民等が持つ資源を生かしたまちづくり

市民の皆さんの新しい発想や専門性を生かしたまちづくりを進めるため、産学金官連携※52の推進を図り、教育機関や事業者をはじめとした市民の皆さんが持つ資源の開拓、掘り起こしを進めます。また、人材や物資など各種資源を必要としている市民の皆さんと、その資源を提供する側を仲介し、協働のまちづくりを推進します。

これまで、市が担ってきた公共サービスについて協働の可能性を洗い出し、全庁的に協働による事業の実施方法や過程、ノウハウの共有を進めます。また、成果や課題を定量的、定性的に評価するための方法を併せて検討し、手本となる協働事業の創出、成果をあげた事例の発信、共有を進めます。

地域の特性や市民力を生かした創造性豊かな地域づくりや、多数の人に影響を与えることが期待できる波及効果のある市民活動など、優れた取り組みを行う市民の皆さんを顕彰することにより、協働のまちづくりを推進します。

市民協働政策提案制度 (子育て支援活動)



重点項目

取 り 組 み 内 容	推 進 部 局
①産学金官連携や市民等の新しい発想、専門性等の活用	全部局
②協働のまちづくりの視点に立った施策や事業の洗い出し、評価方法の検討	市民部
③市民等が行っている優れた取り組みの顕彰	市民部

基本指標

項 目	現況値 (2016年度)	目標値 (2025年度)	説 明	担当所属
市民協働政策提案制度採択件数 (累計)	9件	50件	地域や社会課題の解決に向け、NPO法人等から事業提案があり、採択された件数	市民・NPO活動推進課
大学等高等教育機関との連携事業数	21件	40件	大学、短大、専門学校との連携による事業数	政策開発課

※52 産学金官連携：新事業の創出等を目的として、民間企業と大学などの教育機関、銀行などの金融機関、地方公共団体等が連携すること。

基本施策7 協働で進める安全・安心なまちづくり

家族や近隣住民同士の助け合いやつながりは、特に災害時など生活の安心につながるため大切です。

また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けるためにも、家族や近隣住民の支えが必要となります。

地域や自分の身のまわりで起きていることを知り、子育てから介護に至る幅広い分野について、他人事ではなく、自分のこととして考え、できることから行動し、お互いに支え合うことができるまちを目指します。

登校時の見守り



けがや事故の予防のため、分野の垣根を越え、住民、団体、機関、行政が協働して取り組むセーフコミュニティ活動を推進し、交通安全、こどもの安全、高齢者の安全、自殺予防、防犯、防災・環境の安全の6つの分野でけがや事故の予防に取り組みます。

また、社会福祉協議会など関係機関と連携した地域ケアシステムによる介護予防や認知症対策等に取り組み、協働による安全・安心なまちづくりを進めます。

重点項目

取 り 組 み 内 容	推進部局
①セーフコミュニティ活動の全市的な推進及び地域に根差した活動体制の構築	全部局
②地域包括ケアシステムの全市的な推進及び地域に根差した活動体制の構築	全部局
③災害時に地域、関係機関、各種団体、企業等と協働で取り組む体制の充実・強化	全部局

基本指標

項 目	現況値 (2016年度)	目標値 (2025年度)	説 明	担当所属
セーフコミュニティの認知度	12.0%	40.0%	セーフコミュニティについて「良く知っている」及び「少し知っている」と回答した割合	セーフコミュニティ課
市内交通事故死亡者数	9人	3人	年間の交通事故死亡者数	セーフコミュニティ課
認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会参加団体数	95団体	150団体	日頃の業務や活動の中で高齢者の見守りや認知症などにより行方不明となった高齢者の捜索に協力する団体の加盟数	地域包括ケア推進課
通いの場 ^{※53} 参加登録者数(いきいき百歳体操)	863人	4,600人	通いの場におけるいきいき百歳体操などに参加した人数	地域包括ケア推進課
市民防災リーダー養成数(累計)	764人	1,100人	地域において実践的な防災活動のできる人の総数	防災危機管理課

※53 通いの場：年齢、性別、障がいの有無に関わらず誰でも一緒に集まり、会話や様々な活動を楽しむことができる場や機会のこと。

基本指標一覧

	項目	現況値 (2016年度)	目標値 (2025年度)	説明	担当所属
施策1	きらめき出前講座実施件数	261件	300件	市の職員が講師として出向き市政に関する講座を実施した件数	生涯学習課
	地域人材の小・中学校における活用人数	1,901人	モニタリング指標	学習や体験活動に講師として地域の人材を活用した延べ人数	学校教育推進課
施策2	生涯学習きらめきバンク登録者数(累計)	276人	300人	生涯学習きらめきバンクに講師として登録した人数	生涯学習課
	仕事と家庭生活と地域・個人の生活をバランスよく行っている市民の割合	5.2% (2016年度男女共同参画に関する市民意識調査)	20.0%	ワークライフバランスについて、現状においてバランスよく行っていると回答した市民の割合	男女共同参画課
施策3	市ウェブサイトのアクセス件数	2,113,735件	2,400,000件	市ウェブサイトのトップページのページビュー数	広聴広報課
	公衆無線LANへのアクセス件数	92,250件	120,000件	市内公共施設等の公衆無線LANを利用した件数	ソーシャルメディア推進課
施策4	町内会等加入率	63.2%	70.0%	町内会等に加入している世帯数の割合	市民・NPO活動推進課
	町内会の地域活動対象世帯率	69.2%	75.0%	町内会が地域活動を通して関わりをもっている世帯数の割合	市民・NPO活動推進課
	市民提案制度への投稿件数	699件	700件	市民提案制度に寄せられた提案等の件数	広聴広報課
	アイラブロード加盟団体による清掃活動回数	392回	408回	除草や清掃等の道路環境美化活動を団体や企業が実施した回数	道路維持課
	河川愛護団体による除草等河川管理率	4.7%	6.5%	河岸延長(河岸両岸)の除草等の河川環境美化活動を河川愛護団体が実施した割合	河川課
施策5	市民活動サポートセンター相談対応件数	946件	1,800件	市民活動サポートセンターで対応した各種相談の年間件数	市民・NPO活動推進課
	市民活動サポートセンターウェブサイトアクセス件数	20,304件	28,000件	市民活動サポートセンターウェブサイトのトップページのページビュー数	市民・NPO活動推進課
	市内NPO法人数	154法人	180法人	市内に主たる事務所が所在するNPO法人数	市民・NPO活動推進課
施策6	市民協働政策提案制度採択件数(累計)	9件	50件	地域や社会課題の解決に向け、NPO法人等から事業提案があり、採択された件数	市民・NPO活動推進課
	大学等高等教育機関との連携事業数	21件	40件	大学、短大、専門学校との連携による事業数	政策開発課
施策7	セーフコミュニティの認知度	12.0%	40.0%	セーフコミュニティについて「良く知っている」及び「少し知っている」と回答した割合	セーフコミュニティ課
	市内交通事故死亡者数	9人	3人	年間の交通事故死亡者数	セーフコミュニティ課
	認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会参加団体数	95団体	150団体	日頃の業務や活動の中で高齢者の見守りや認知症などにより行方不明となった高齢者の捜索に協力する団体の加盟数	地域包括ケア推進課
	通いの場参加登録者数(いきいき百歳体操)	863人	4,600人	通いの場におけるいきいき百歳体操などに参加した人数	地域包括ケア推進課
	市民防災リーダー養成数(累計)	764人	1,100人	地域において実践的な防災活動のできる人の総数	防災危機管理課

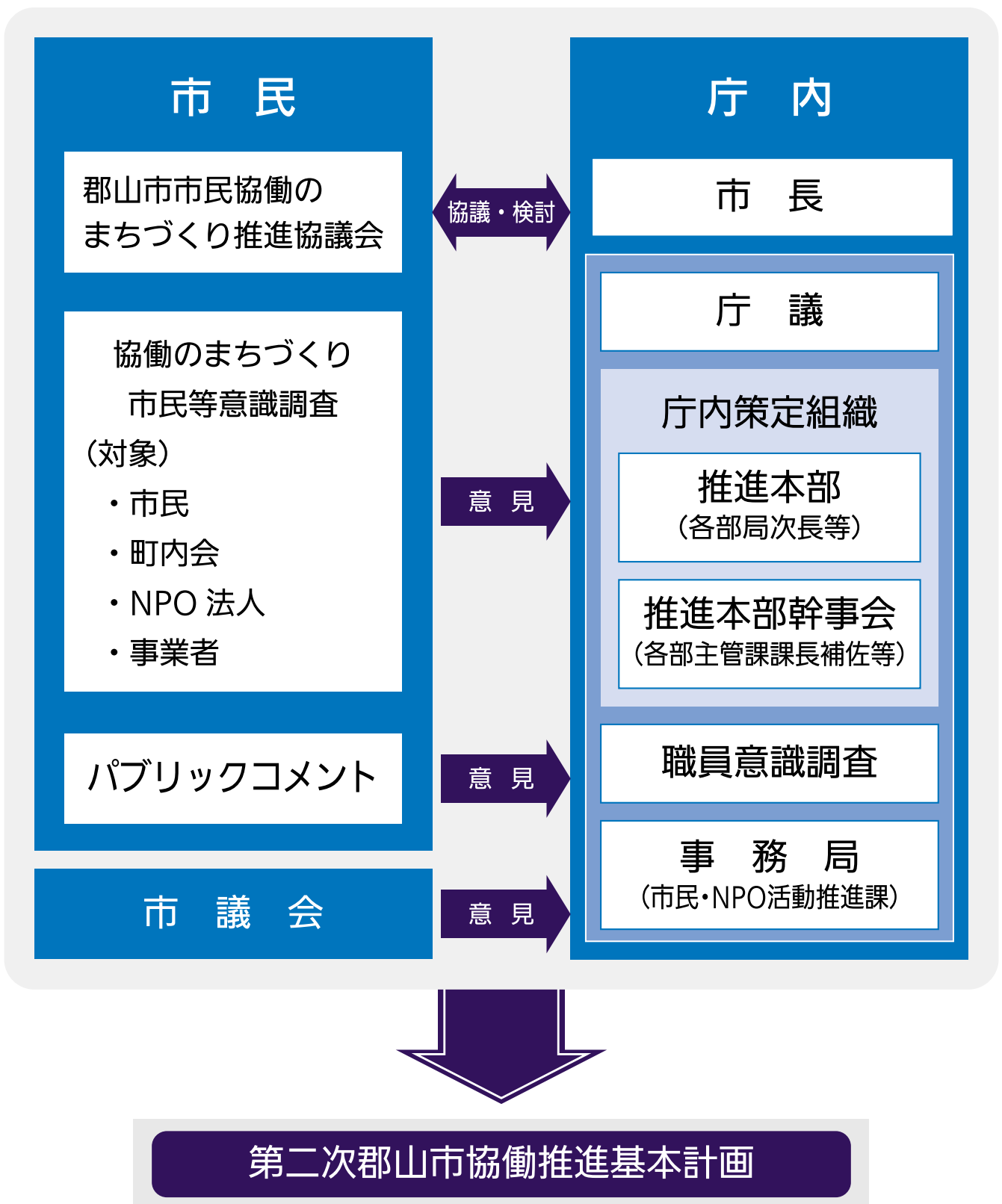
協働の取り組み

計画に基づき、市民の皆さん及び市が取り組む活動をまとめました。

誰が 誰に	市民	町内会（地域）	NPO法人、 ボランティア団体等	事業者	市
市民	<ul style="list-style-type: none"> 挨拶や気をつけての声かけ いきいき百歳体操などに誘い合い、参加する。 隣近所での助け合い 	<ul style="list-style-type: none"> セーフコミュニティ活動への参加呼びかけ 地域内の親睦を深める祭りや運動会などのイベント参加呼びかけ 炊き出しなど災害時の助け合い 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や子どもの見守りなど社会的課題への取り組み 活動の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動への理解、協力 	<ul style="list-style-type: none"> 講座やイベントの実施 分かりやすい情報発信 懇談会など市民参画の機会の確保 セーフコミュニティ活動参加の呼びかけ
町内会 （地域）	<ul style="list-style-type: none"> 町内会への加入 地域内の親睦を深める祭りや運動会などのイベントへの参加 身近な危険箇所の報告 	<ul style="list-style-type: none"> 木戸前清掃など地域の環境美化活動の推進 セーフコミュニティ活動への参加 近隣の町内会同士での連携、協力 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や子どもの見守りなど地域課題の解決に向けた連携、協力 町内会の一員として地域活動へ参加 木戸前清掃など地域の環境美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会の一員として地域活動へ参加 木戸前清掃など地域の環境美化活動へ参加 寄附などによる活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等の運営や活動拠点の整備等の支援 分かりやすい情報発信 懇談会など市民参画の機会の確保 セーフコミュニティ活動参加の呼びかけ
NPO 法人、 ボラン ティア 団体等	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアや市民活動への参加 ボランティアや市民活動の情報の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や子どもの見守りなど地域課題の解決に向けた連携、協力 防災防犯など地域の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や子どもの見守りなど地域課題の解決に向けた連携、協力 セーフコミュニティ活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> イベント等の開催への連携、協力 寄附などによる活動の支援 高齢者や子どもの見守りなど地域課題の解決に向けた連携、協力 	<ul style="list-style-type: none"> 運営や活動拠点の整備等の支援 分かりやすい情報発信 懇談会など市民参画の機会の確保 セーフコミュニティ活動参加の呼びかけ
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者のCSR活動への理解、協力 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者のCSR活動への理解、協力 防災防犯など地域の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や子どもの見守りなど地域課題の解決に向けた連携、協力 事業者への活動の周知 	<ul style="list-style-type: none"> セーフコミュニティ活動への参加 社員の市民活動参加への理解 社員のワークライフバランスの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 分かりやすい情報発信 懇談会など市民参画の機会の確保 セーフコミュニティ活動参加の呼びかけ
市	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会などへの参加 講座やイベントへの参加 身近な危険箇所の報告（ココナビこおりやまの活用） 	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会などへの参加 講座やイベントへの参加 身近な危険箇所の報告（ココナビこおりやまの活用） 	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会などへの参加 イベントや事業への協力 高齢者や子どもの見守りなど地域課題の解決に向けた連携、協力 	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会などへの参加 イベントや事業への協力 高齢者や子どもの見守りなど地域課題の解決に向けた連携、協力 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の協働意識の醸成 セーフコミュニティ活動の推進 ワークライフバランスの推進

資料編

1 計画の策定体制



2 計画の策定経過

年月	市民参画	庁内策定体制
2016年 (平成28年) 6～9月	・協働のまちづくり市民等意識調査 (市民、町内会、NPO法人、事業者)	・協働のまちづくり職員意識調査
	⋮	
2017年 (平成29年) 2月	・協働のまちづくり市民等意識調査報告書作成(ウェブサイト掲載)	
3月	・平成28年度第2回郡山市市民協働のまちづくり推進協議会(意識調査報告)	
4月	[・郡山市市民協働のまちづくり推進協議会公募委員募集]	
5月		
6月		・平成29年度第1回郡山市協働のまちづくり推進本部
7月	・平成29年度第1回郡山市市民協働のまちづくり推進協議会	
8月	・平成29年度第2回郡山市市民協働のまちづくり推進協議会	・平成29年度第1回郡山市協働のまちづくり推進本部幹事会
9月		・第二次郡山市協働推進基本計画素案に対する庁内意見照会
10月	・平成29年度第3回郡山市市民協働のまちづくり推進協議会	・平成29年度第2回郡山市協働のまちづくり推進本部
11月	・市議会各派会長会説明	・庁議
12月	・パブリックコメント	
2018年 (平成30年) 1月	・平成29年度第4回郡山市市民協働のまちづくり推進協議会	
2月		
3月	・第二次郡山市協働推進基本計画策定	

3 本市のこれまでの取り組み（2010～2016）

2010年（平成22年）

- 大好きな郡山がいつまでも希望が持て、子どもたちが夢を語ることのできるまちであるために、魅力と活力あるふるさと郡山の実現を目指し、協働のまちづくりの推進に取り組むため、「郡山市協働のまちづくり推進条例」を制定しました。
- 協働のまちづくりを推進するため、「郡山市協働のまちづくり推進条例」第16条に定める「市民協働のまちづくり推進協議会」を設置しました。市民公益活動実践者をはじめ、幅広い分野から参加いただき、協働推進基本計画の策定について検討を行いました。
- 「郡山市協働のまちづくり推進条例」に基づく庁内検討組織として、郡山市協働のまちづくり推進本部及び郡山市協働のまちづくり推進本部幹事会を設置し、庁内の推進体制の整備を図りました。また市職員向けに啓発紙を発行し、協働意識の醸成を図りました。
- 町内会加入率の向上を図るため、郡山市自治会連合会と共催で町内会加入促進講演会を開催しました。（2010年～2014年）
- 地域情報化を推進するため、田村町二瀬地区に光ファイバー※54による高速インターネット環境整備を公設民営方式で行い、情報格差（デジタルディバイド）解消のための条件整備を行いました。



2011年（平成23年）

- 3月11日の東日本大震災により、市内各地で建物や塀の倒壊、道路の亀裂や断水などの被害が発生しました。また、震災に伴う原子力災害への対応にも迫られました。市では、地震発生直後に災害対策本部を設置し、市民生活の安全・安心の確保のため24時間体制で対応に努めました。

東日本大震災時の市内の様子



- 協働のまちづくりを推進するため、「市民協働のまちづくり推進協議会」を開催（以降、毎年開催）し、協働推進基本計画の策定について検討を行い、「郡山市協働のまちづくり推進条例」第15条に定める「協働推進基本計画」を策定しました。この基本計画に基づき、協働のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

※54 光ファイバー：高純度のガラスやプラスチックでできた細い繊維。光通信ケーブルなど光による伝送路に用いる。従来の銅線に比べ高速大容量の転送速度をもち、信号の減衰も少ない。

- 郡山市協働のまちづくり推進本部を開催し、協働推進基本計画の策定について検討を行いました。(以降、毎年開催)
- 基本計画で定めた基本施策を具現化するための具体的な事業として実施計画を策定し、施策の実施状況を公開しました。(以降、毎年公開)
- 市民が主役の協働のまちづくりを推進するため、市民が積極的にボランティアや町内会・自治会などの公益的活動に参加できるよう、全市民を対象とした市民公益活動総合補償保険制度「郡山市まちづくり活動保険」を導入しました。(以降、毎年加入)
- 市民活動団体の活動を財政面から支援する「ひとまちづくり活動支援事業」を活用した団体が、事業の成果を紹介する「わくわくふれあいまちづくり」を実施しました。地域資源を生かした活動など自分たちが取り組んだ活動内容を広く市民の皆さんに紹介し、市民活動への参加意欲の醸成を図りました。(2011年～2013年)



2012年（平成24年）

- 市民の皆さんを対象に、郡山市が進める協働のまちづくりを分かりやすくまとめた冊子「協働のススメ」を作成し、普及啓発に努めました。
- 協働のまちづくりに市民の皆さんに参加してもらうため、市民の皆さんが持つ人的資源（講師やスタッフ派遣など）、財的資源（場所や物品等提供など）と、それらを必要としている団体等を結び付ける「協働のまちづくり縁結び事業」を始めました。(以降、継続)
- 「こおりやまNPO連絡会議」を開催し、市内のNPO法人同士が相互に情報交換や意見交換を行いました。(2012年～2013年)
- 震災後の復興支援活動として、NPOや企業と協働し、小学生が接客や販売などの職業体験をする「こども商店街がくとくん商店・おんぶちゃん食堂」を実施しました。
- 市政情報をはじめ、郡山市の元気や魅力、観光資源等を幅広く発信するため、フェイスブックなどのSNSを活用した情報発信を始めました。

2013年（平成25年）

- 町内会やNPO法人をはじめとする市民活動の活性化を図り、自助・共助・公助のバランスの取れた市政を実現するため、課名を「市民・NPO活動推進課」に改め、ボランティア団体やNPO法人等への支援の強化を図りました。
- NPO等への相談業務の充実などを目的に、市民活動サポートセンターの業務委託化に向けた検討を行いました。受託者は、公募型プロポーザル方式^{※55}により募集し、選定委員会を開催しました。
- 「こおりやまNPO連絡会議」の参加団体と協働で、地域活性化に取り組むNPOや様々な団体の活動を紹介し、災害時においても活用できる「こおりやまNPOガイドブック」を作成しました。
- 台風・地震など気象情報や市内の災害情報などを、多様な配信手段で配信するため、防災ウェブサイト、フェイスブック、ツイッターなどを開設しました。

※55 公募型プロポーザル方式：民間事業者から提案を求め、提案内容に基づき業務受託者を選定し、契約を締結する方法。

- 公共施設の窓口等で来庁者が待ち時間に利用でき、災害時にはライフラインとして活用できる公衆無線LAN環境について、年次計画による整備を開始しました。
- 高齢者のインターネット利用促進を図るため、60歳以上の方を対象にインターネット体験講座を開催しました。
- 「公の施設の指定管理者制度に関する指針」の選定方法を原則公募にするなど改定しました。

2014年（平成26年）

- 中核市としての都市力を生かした個性的で魅力あるまちづくりの推進及びさらなる市民サービスの向上を図るため、特定非営利活動促進法に規定する事務（設立認証申請書の受理等の事務を含む36条項）を、福島県より事務移管しました。市内のNPO法人や設立を目指す市民活動団体の利便性が向上し、より一層情報交換や連携が図りやすくなりました。
- 市民活動サポートセンターの運営業務を特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワークに委託しました。併せて、場所をビッグアイから郡山市役所内に移し、駐車場問題を解消し、利用者の利便性の向上を図るとともに、受託者との連携を図りやすくなりました。
- NPO法人をはじめとする市民活動団体等から、その専門性、柔軟性等を生かした地域課題の解決や市民サービスの向上等につながる公益的な事業に関する提案を募集し、提案者と市が共に事業を実施することで協働のまちづくりの推進を図る「市民協働政策提案制度」を創設しました。NPO法人や事業者から提案があり、審査会を経て次年度の実施に向け、事業が採択されました。
- WHO（世界保健機関）地域安全推進協働センターが創設した「セーフコミュニティ」の認証取得に向け、安心して生活できる安全なまちづくりを目指し、セーフコミュニティ取組宣言をしました。
- NTT東日本と協働で高齢者のインターネット利用促進を図るため、60歳以上の方を対象にしたタブレット体験講座を開催しました。
- 団塊世代の人々が培ってきた知識や経験を生かした地域づくりを推進するため、市民活動に参加するきっかけとなる講座を中央公民館、地区・地域公民館で開催し、市民活動の担い手づくりに努めました。（以降、継続）

高齢者向けタブレット体験講座の様子



2015年（平成27年）

- 「市民協働政策提案制度」で採択された事業を提案者と市がともに実施し、協働のまちづくりの推進を図りました。また、次年度実施する事業の提案を募集し、事業を採択しました。（以降、継続）
- NTT東日本、WiZ国際情報工科自動車大学校と協働で、高齢者のインターネット利用促進を図るため、60歳以上の方を対象にしたタブレット体験講座を開催しました。
- オープンデータを活用して地域の課題解決等を図るとともに、市民活動団体等の活動を支援するため、イベントの後援をしました。また、WiZ国際情報工科自動車大学校との協働事業により、学生が開発したアプリケーションの検証を行いました。
- 株式会社ウェザーニューズと協定締結し、気象や災害情報など被害を減らす「減災」に役立つ情報を市民の皆さんが自由に投稿、閲覧できる災害情報サイト「こおりやま減災プロジェクト」を開始し、自助・共助を支援しました。

- 専用のウェブアプリケーションを使って、道路の破損や防犯灯の故障などの地域の問題を、市民の皆さんがスマートフォンやタブレット端末などで、現場写真を撮影、投稿し、市に情報を寄せるシステム「ココナビこおりやま」を導入しました。ICTを活用し、市民参画及び協働のまちづくりを推進しました。(以降、継続)
- 協働のまちづくりを推進し、市民サービスの向上や行政経営の効率化などを目的するため、官民連携により公共サービスを提供していくPPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ：官民連携)※56 導入指針を策定しました。
- 将来を担う若者の市政参画機会の拡充と施策・事業への意見反映を図るため、本市及びいわき市の高校生で構成する政策討論会を開催し、意見交換、まちづくりへの提言等を行いました。



2016年（平成28年）

- 「向こう三軒両隣」の地域の交流から安全で住みやすいまちをつくるため、郡山市自治会連合会と協働で町内会への加入促進キャンペーンを実施し、町内会加入率の向上を図りました。(以降、継続)
- 第二次郡山市協働推進基本計画の策定に向け基礎資料とするため「協働のまちづくり市民等意識調査」を実施しました。
- スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどにも広報こおりやまを配置し、若者などが広報紙を手にしやすい環境整備を行いました。また、広報こおりやまをスマートフォン用アプリケーション内に掲載し、若者などに市政情報の発信をしました。
- セーフコミュニティ活動への指摘や助言を海外審査員から頂く事前指導を開催し、本審査に向け概ね良好な評価を得ました。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、2025年に向け、要支援者等に対し、旧介護予防訪問（通所）介護に相当するサービスの提供を始めました。
- 公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図るため、「郡山市PFIガイドライン」を策定しました。
- 指定管理者の募集手続きや選定方法を定めた「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を大幅改定し、運用に当たっての市の基本的な考え方、標準的な手続き等を定めた「郡山市指定管理者制度ガイドライン」を策定しました。



※56 PPP (Public Private Partnership) : パブリック・プライベート・パートナーシップ。官民連携。これまでの行政主体の公共サービスを、誰が最も有効的で効率的なサービスの担い手になり得るのかとの観点から、行政と多様な構成主体との連携により提供していく考え方。民間委託、PFI、指定管理者制度、民営化などの事業手法とともに、行政課題に対する地域との協働の取り組み（補助、助成含む）などを含めた手法の総称。

4 市民活動のこれまでの取り組み（2010～2016）

郡山市市民活動推進顕彰事業（まちづくりハーモニー賞）受賞者一覧

※受賞者名及び活動内容は受賞時点のもの

年度	受賞部門	受賞者名	活動内容
2010 (H22)	市民活動 実践部門	大槻東地区各種団体連絡協議会	平成17年から大槻東地区22団体で「みまわり隊」結成。防犯のため地域の小・中学校とその周辺の夜間パトロール活動を行う。地域コミュニティ意識の向上、安全・安心で住みよい地域づくりに貢献している。
		根木屋区	平成4年から毎月「広報ねぎや」を発行。住民自らが地域の行事や歴史、自然等の記事を寄稿。住民の連帯意識の向上や地域資源の再発見・掘り起こしなど、地域づくりに貢献している。
		八光建設株式会社	平成7年から会社周辺のゴミ拾いをはじめ、道路清掃、植栽活動、大島東公園の芝刈りや草取りを行い、環境美化活動に全社員が一丸となって取り組んでいる。
	青少年 部門	郡山市立逢瀬中学校	平成7年から「多田野の鍬柄舞田植え踊り」の伝承活動に、保存会と協力して取り組み、ふるさとへの愛着と誇りを育てている。また、逢瀬公園の清掃活動等に地域住民と取り組んでいる。
		郡山市立喜久田小学校	平成5年から郡山市における唯一の特設合奏（マーチング部）のある小学校として活動。地域に密着した行事に積極的に参加し、音楽の持つ魅力や楽しさを伝え、地域の活性化に貢献している。
		郡山女子大学短期大学部	平成9年から学生のボランティア活動として、ごみゼロキャンペーン「グリーンフェスティバル」での環境問題意識の啓発や、ニコニコこども館において読み聞かせボランティアを行っている。
	イベント 部門	郡山西部第二工業団地工業会	平成8年から毎年「納涼祭」を開催。多くの地域住民が来場し、工業団地内企業と地域住民との交流促進、地域の活性化に貢献している。
		サマーフェスティバル in きくた実行委員会	平成11年から毎年「サマーフェスティバル in きくた」を開催。商工会、町内会、消防団等をはじめ、地区内の小・中学校が参加し、地域住民の交流促進や地域の活性化に貢献している。
		南東北総合卸センター協同組合	平成5年から毎年「卸町ふれあいフェスティバル」を開催。卸団地と地域住民との交流促進、地域の活性化に貢献している。
2011 (H23)	市民活動 実践部門	安積守屋甚句保存会若駒会	平成19年三穂田の「安積守屋甚句」の保存、継承のための公民館主催小中学生対象講座がきっかけで結成。高齢化が進む保存会の中心となり、伝統芸能の保存、継承に貢献している。
		ぐるっと湖南・伝承会	平成19年に公民館講座をきっかけに結成。観光ガイドや湖南林間学校の企画運営などに取り組み、地域資源を活用した地域活性化及び地域財産の伝承に貢献している。
		特定非営利活動法人ほっとスペースR	平成17年から不登校やひきこもりの子どもへの居場所提供、自立支援、親への支援を行う。社会教育の推進、地域支援に貢献している。
		NEWワンマンオーケストラ	平成8年から福祉施設等への慰問演奏活動を行っている。メンバーの平均年齢は70歳を超えているが、慰問回数は1,000回を超え、地域福祉の推進に貢献している。
	青少年 部門	郡山市立大島小学校	平成16年からコンサートを実施し、音楽活動を通じた地域との交流により、青少年の健全育成、音楽都市郡山の発展に貢献している。
	イベント 部門	うねめの里冬花火実行委員会	平成12年から片平町の伝統行事である「賽（さい）ノ神事」に併せて冬花火を開催。冬の花火の珍しさもあり、毎年多くの来場者が訪れ、伝統行事の継承、地域活性化に貢献している。
		郡山市まちなか子ども夢駅伝競走大会実行委員会	平成18年からなにかまち夢通りで、陸上自衛隊や体育協会など多くの団体と協力し、駅伝競走大会を実施。子どもたちの健康増進、体力向上及び中心市街地活性化に貢献している。
		まちなか音ステージ実行委員会	平成17年から郡山駅前地区で音楽コンテスト等を実施。近年郡山駅前等で多く行われているまちなかの音楽イベントの先駆的存在として、中心市街地の活性化、音楽都市郡山の発展に貢献している。

年度	受賞部門	受賞者名	活動内容
2012 (H24)	市民活動 実践部門	喜久田町商工会	平成14年から商工会の情報に加え、地域のイベント等を盛り込んだ町民向けコミュニティ紙「キフぼうタイムス」を発行。町民に身近な情報を伝え、地域振興に貢献している。
		郡山・子どもの本をひろめる会	昭和48年から子どもたちが、本を通し人間らしく豊かに育つことを目的に、読書推進活動を積極的に展開し、社会教育の振興に貢献している。
		郡山そば同好会	平成9年に公民館講座をきっかけに結成。地域の小学生への防犯意識の啓発を図るための教室や、献血推進月間の献血活動時に手打ちそばを提供するなどの地域貢献活動をしている。
		郡山水と緑の案内人の会	平成19年から桜のシーズンの開成山公園の案内や、うねめ祭りに関する案内、安積疏水めぐりなど、歴史文化の継承や郡山のPRに貢献している。
		春山 秀城氏	約100名の団員等を有する郡山市民オーケストラの団長を平成8年から16年間勤めた。市民参加の音楽活動を普及させ、後進の育成を図り、音楽都市郡山の発展に貢献している。
		紅枝垂地蔵桜保存会	平成8年から中田の紅枝垂地蔵桜の保存と周辺環境整備を実施。駐車場の清掃管理や桜まつりの開催のほか、花桃の苗を育て植栽するなど、地域の魅力向上、地域振興に貢献している。
	青少年 部門	郡山市立安積第二小学校豊田太鼓クラブ	平成11年から伝統芸能豊田太鼓の伝承活動を通じた青少年の健全育成活動を行っている。
		日本大学工学部陸上競技部	平成17年から全盲走者の伴走支援や郡山まちなか子ども夢駅伝競走大会支援、幼稚園児の雪上運動会の開催等、陸上競技部の特性を生かしたスポーツによる地域支援活動を行っている。
	イベント 部門	芹沢大凧揚げ&どんと焼き保存会	約80年前に始まり、一時途絶えていた西田町芹沢地区の伝統行事を平成3年に復活させた。芹沢と書かれた6畳の凧揚げやどんと焼きが行われ、伝統文化の継承と地域振興に貢献している。
		守山伝統を守る会	八幡様の大祭に各家で灯籠に言葉を書いて軒下に献灯する伝統行事を平成11年に復活させた。磐城守山駅周辺で「灯籠祭り」を実施し、地元町民や来訪者が多数訪れ、地域振興に貢献している。
2013 (H25)	市民活動 実践部門	逢瀬ひよっこ愛好会	平成18年から地元の小学校や福祉施設、うねめ祭りなどでひよっこ踊りを披露。元気と笑いを地域に届ける活動をしている。
		片平歴史の会	平成21年から片平町の歴史や文化を継承するため、地元の観光協会や保存会と協力しながら活動。町の魅力を市内外に発信し、地域振興に貢献している。
		郡山市東部婦人会	平成17年から芳賀小児童の下校時の見守り活動を毎日実施。駅前東口の清掃活動や、地域の幼稚園、小学校での交流活動、福祉施設の慰問活動等に取り組んでいる。
		豊増 良子氏	平成6年から大島地域公民館の図書室を中心に読書推進活動に取り組み、おはなし会等の公民館行事への協力や図書室の本の整備などに貢献している。
		中村 三郎氏	地域の河川敷や花壇等の草刈り、清掃等に取り組み、地域の環境美化に長年にわたり貢献している。
	青少年 部門	郡山市立片平中学校	平成8年から全校生徒で「うねめ太鼓」伝承活動に取り組み、ふるさとへの愛着と誇りを育てている。
	イベント 部門	あさか野柴宮案山子まつり実行委員会	平成19年から安積町柴宮の農道に案山子を展示する「あさか野柴宮案山子まつり」を開催。秋の風物詩として、市内外から見学者が訪れ、地域の活性化に貢献している。
		郡山市大町商店街振興組合	平成9年から「おおまち笑・Show・商」を開催。商店街の賑わいを創出するイベントとして地域に定着。中心市街地の活性化に貢献している。
		ちびっこうねめまつり実行委員会	昭和61年からうねめ祭りの前夜祭として開催。毎年、たくさんのイベントブースが設置され、多くの市民が集まり地域の活性化に貢献している。
	震災復興 部門	NPO法人ウィメンズスペースふくしま	東日本大震災時、ビッグパレットふくしまに設置された避難所での「女性専用スペース」の運営に尽力。震災後「女性のための電話相談ふくしま」等の事業を立ち上げ、女性支援活動に貢献している。

年度	受賞部門	受賞者名	活動内容
2014 (H26)	市民活動 実践部門	おにぎりプロジェクト 委員会	平成20年から幼稚園、保育所等を訪問し交流活動を行っている。子どもたちが一緒に歌や手話を披露する参加型のイベント等を実施し、青少年の健全育成に貢献している。
		郡山クリームボックス 楽団	平成26年から郡山の名物パン「クリームボックス」を活用した郡山のPRに取り組み、郡山の魅力発信に貢献している。
		郡山グリーンカレー愛 好会	平成22年から郡山の農畜産物等を活用した「こおりやまグリーンカレー」の地域ブランド化に取り組む。学校との連携による新メニューの開発等、郡山の魅力発信に貢献している。
		笹川のあばれ地蔵保存 会	平成17年から安積町笹川地区の伝統行事「笹川のあばれ地蔵」の継承に取り組み、伝統文化の保存と地域振興に貢献している。
		多田野の鍬柄舞田植踊 り保存会	昭和40年から逢瀬地区「多田野の鍬柄舞田植踊り」の継承に取り組み、伝統文化の保存と地域振興に貢献している。
		朗読グループ ハイジ	市内の視覚障がい者に、広報こおりやまや本、新聞を録音して届ける活動を行い、地域福祉の向上に貢献している。
	市民活動 応援部門	渡富建設株式会社	昭和50年から湖南町でのイベントへの資材・労力の提供や地域の学校、市民活動団体等への活動支援に取り組んでいる。
	青少年 部門	岩代國郡山うねめ太鼓 保存会 小若組	平成13年から「うねめ太鼓」の保存、継承活動に取り組み、音楽活動を通じた青少年の健全育成、音楽都市郡山の発展に貢献している。
		郡山市立湖南小・中学校	猪苗代湖の水質調査等を行う湖南エコクラブや湖岸清掃活動等の自然環境保護活動に取り組んでいる。郷土への愛着と誇りを育み青少年の健全育成や地域の振興に貢献している。
	イベント 部門	海老根秋蛸実行委員会	平成15年から中田町海老根地区に伝わる手漉き和紙を使用した灯ろうを展示する「海老根長月宵あかり秋蛸」を開催。市内外から見学者が訪れ、地域の活性化に貢献している。
特別賞	特定非営利活動法人 移動保育プロジェクト	平成23年、原子力発電所の事故による放射線の影響により屋外活動が制限された未就学児を対象とした日帰り保養活動を実施。屋外活動が制限された親子の精神的ストレス軽減に貢献した。	
2015 (H27)	市民活動 実践部門	郡山おもちゃの病院	平成23年からおもちゃの修理を通して子どもたちに物の大切さを教える活動や「おもちゃドクター」の養成活動に取り組んでいる。
		郡山子ども文庫連絡協 議会	昭和51年から子どもたちに児童図書の出借、読み聞かせ、お話し会などの文庫活動を行い、読書推進活動に貢献している。
		緑ヶ丘西三丁目町内会	平成24年から町内会活動の一環として地域づくり活動を開始。高齢者の自立生活支援や、市・地域包括支援センターと連携した講座や健康チェック事業に取り組んでいる。
	市民活動 応援部門	有限会社安積精機工業	平成5年頃から(有)安積精機工業が中心となり、町内の事業者が協力し、町内会資源回収活動の支援に取り組んでいる。
	青少年 部門	郡山市立桃見台小学校	児童が育てた花苗を、近所の仮設住宅や公園、保育所、学校等に届け、植栽する活動に取り組み、地域との交流や青少年の健全育成に貢献している。
		郡山ジュニアフィル ハーモニーオーケストラ	昭和52年から児童生徒が音楽に触れる機会を創出し、音楽文化の振興に取り組んでいる。音楽活動を通じた交流により、青少年の健全育成、音楽都市郡山の発展に貢献している。
		福島県立郡山商業高等 学校	平成27年から郡山グリーンカレー愛好会と協働で地域経済活性化をテーマに、風評被害の払しょくや食の安全を全国に発信するまちおこし活動に取り組んでいる。
		文京学院大学 中山ゼ ミナール	平成17年の逢瀬町へのグリーンツーリズムをきっかけに相互交流開始。復興支援のため、埼玉県ふじみ野市で野菜代行販売に取り組む等、学生が地域住民と地域づくり活動に取り組んでいる。
	イベント 部門	三穂田町笹原川千本桜 まつり実行委員会	平成15年から「笹原川千本桜まつり」を開催。桜の名所である「笹原川の千本桜」を広くPRし、市内外から見学者が訪れ、地域の活性化に貢献している。

年度	受賞部門	受賞者名	活動内容
2016 (H28)	市民活動 実践部門	安積（あさかの）アルプス出逢いプロジェクト	平成22年から「逢瀬」の地名を生かした婚活イベントや逢瀬観光マップの制作、安積アルプス縦走トレッキングの開催など、地域の魅力の発信に貢献している。
		郡山かたれやまんばの会	平成25年から貴重な民話語りの文化を次世代に受け継ぐため、民話語りのボランティア活動を行い、民話の伝承・伝達・普及に貢献している。
		郡山市民アマチュア無線実行委員会	平成25年からアマチュア無線を活用した市のPR活動や、市と災害時の情報収集等に関する協定を締結し、防災訓練や大雨の際に協力している。
		柴宮第一自治会	昭和63年から会報紙「ふれあい柴宮」を発行。地域住民の連帯意識の醸成や明るく住みよい地域づくりに貢献している。
		小学生の学びの場 キッズパーク	平成26年から子どもたちが国際的に活躍できる素養を身につけられるよう、古典や日本語、日本文化の学習機会の拡大に貢献している。
		商店街きらめき21研究会	平成13年から中心市街地の若手商業者が集まり、小学校での仕事体験出前講座や商店街の魅力を伝えるヒーロー「商店ガイレンジャー」などの活動に取り組み、地域活性化に貢献している。
	市民活動 応援部門	JA福島さくら郡山地区 区花卉（かき）部会中 田支部	昭和45年に「花木団地」を整備し、現在では花の名所として多くの観光客が訪問。ふくしまデザインレーションキャンペーン時は、郡山駅構内に花のおもてなし装飾を行うなど、観光の振興に貢献している。
		青少年 部門	こおりやま福来応援隊
	帝京安積高等学校 和太鼓部		平成12年から各種大会への出場のほか、地域や企業からの依頼に応じ、和太鼓の演奏を披露する活動に取り組んでいる。
	イベント 部門	開成商工振興会	平成12年から盆踊り保存会と連携し、道因寺境内で「開成夏祭り」を開催。お盆の恒例行事として地元に着、地域の活性化に貢献している。
		駒屋青年団	昭和60年から三穂田町駒屋地区において唐傘行灯花火を実施している。近年は観光客も増え、地域の活性化に貢献している。
		萩姫まつり50周年記念班	昭和41年から毎年開催されている萩姫まつりの50周年記念プロジェクトとして、京都から磐梯熱海温泉までの約750kmの道のりを行脚し、郡山市や磐梯熱海の魅力を発信した。

まちづくりハーモニー賞受賞者の活動の様子



5 市民協働のまちづくり推進協議会委員名簿

役職	氏名	職業及び活動団体等
会長	鈴木 光二	全国自治会連合会会長 郡山市自治会連合会会長
副会長	佐藤 知恵子	社会保険労務士佐藤知恵子事務所所長
委員	大槻 努	郡山高度情報化システム研究会会長 大槻電気通信株式会社代表取締役
委員	上國料 竜太	株式会社ピーエイケア代表取締役
委員	小林 直輝	特定非営利活動法人ビーンズふくしま
委員	近内 直美	社会福祉法人笑風会 特別養護老人ホーム笑風苑事業部長
委員	佐久間 弘子	公益財団法人星総合病院 診療部長兼小児科部長
委員	佐々木 康文	福島大学人文社会学群行政政策学類教授
委員	佐藤 克敏	郡山掃除に学ぶ会代表世話人 株式会社エスピー商会代表取締役
委員	三部 香奈	一般社団法人グロウイングクラウド代表理事 三部会計事務所経営企画室
委員	澁谷 薫	インターネットテレビ局「てんこもりTV」副代表
委員	長尾 美加雄	日本政策金融公庫郡山支店支店長
委員	名木 剛範	郡山市駅前防犯協会 名木製帽店
委員	橋本 和榮	柴宮町内会会長 有限会社安積電気工事店取締役会長
委員	降矢 セツ子	有限会社降矢農園取締役

※敬称略、委員は五十音順。職業及び活動団体等は委嘱時点

※任期は2017年（平成29年）7月10日から2年間

6 協働のまちづくり市民等意識調査の概要

(1) 目的

第二次郡山市協働推進基本計画の策定に当たり、時代とともに変化する市民意識の動向と現在の多様なニーズを把握し今後の施策、事業の検討、推進、評価等の基礎データとして活用するため実施しました。市民、市民活動団体、事業者、行政がお互いを尊重し、共通認識に立った上で、協働によりつくりあげる計画とするため、各調査対象から意見をいただきました。

(2) 市民等意識調査の概要

	市 民	町 内 会
調査対象	市内在住の18歳以上3,000人	市内地区町内会連合会等44団体
調査期間	2016年7月22日～8月12日	2016年6月14日～9月2日
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	郡山市自治会連合会加盟連合会等
調査方法	郵送	郵送
回収率	28.1% (844人)	84.1% (37団体)

	NPO法人	事 業 者
調査対象	市内137法人	市内300事業所
調査期間	2016年6月13日～6月30日	2016年7月22日～8月12日
抽出方法	市内全NPO法人	法人市民税台帳より無作為抽出
調査方法	郵送	郵送
回収率	37.2% (51法人)	42.7% (128事業所)

	行政（市職員）
調査対象	職員2,696人
調査期間	2016年8月1日～8月26日
抽出方法	正職員、嘱託職員等
調査方法	ウェブサイト
回収率	41.6% (1,121人)

7 関係法令等

(1) 郡山市協働のまちづくり推進条例

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 協働のまちづくりの基本原則（第3条）

第3章 市民等及び市の役割（第4条—第7条）

第4章 協働のまちづくりの推進（第8条—第16条）

第5章 雑則（第17条）

附則

私たちのまち郡山は、脈々と流れるときの中で、地の利を生かした交通の要衝として栄え、人と人との交流し、先人の努力と行動力により多様な歴史と文化をはぐくんできたまちです。また、明治初期に国営事業として行われた安積疏水の開削や安積開拓は、人々の英知や技術力の結集を生んだ、まさに、この地の住民や全国からの移住者などが成し遂げた協働の先駆けともいえる事業です。さらには、昭和の戦災復興期から現在まで継承される市民を主体とする音楽活動により郡山の都市イメージは、「東北のウィーン 楽都 郡山」と称されるまでに発展しました。

しかしながら、社会情勢の変化とともに、少子高齢化の進行や市民の生活様式の多様化、地域コミュニティにおける安全、安心意識の高まりや連帯意識の希薄化等の状況があり、これまで以上に、自主、自立の市民協働社会の確立が求められています。

活気と情熱にあふれた市民の行動力、そして、自助、互助、公助の考え方に基づくボランティアや社会貢献活動は、地域の連帯意識を高め、未来に向かって、郡山を大きく育てる原動力です。そして、この行動は、郷土愛をはぐくむとともに、自己実現を図り人生や家族の暮らしを豊かにするものでもあります。

このような状況を踏まえ、私たちは、大好きな郡山がいつまでも希望が持て、子どもたちが夢を語ることでできるまちであるために、一人ひとりの笑顔と出会いを大切に、それぞれの立場で連携し、助け合いながら、協働によるまちづくりの主体として、一步一步、着実に前進していきたいと考えています。このため、私たちは、市民が主役の協働のまちづくりを推進することにより、魅力と活力のあるふるさと郡山の実現を図ることを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、協働のまちづくりの基本原則を定め、市民等及び市の役割を明らかにすることにより、市民が主役の協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住している者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (2) 市民活動団体 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の団体で市民公益活動を継続的に行うものをいう。
- (3) 事業者 営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行っている個人及び法人その他の団体

をいう。ただし、市民活動団体を除く。

(4) 市民等 市民、市民活動団体及び事業者をいう。

(5) 市民公益活動 市民等が自主的かつ自発的に行う不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(6) 協働 市民等及び市が、対等の立場で、それぞれの役割を担い、責任を認識しながら、公共的な課題の解決のためとにも取り組むことをいう。

(7) 地域コミュニティ 市民が連帯感及び信頼関係を持って、生活している場所及び相互の交流が行われている基礎的な生活空間をいう。

(8) 人づくり 積極的に活動ができる人又は専門的な知識を持つ人を育成することをいう。

(9) 地域資源 地域の自然、歴史、伝統文化、人材等の有形無形のことをいう。

(10) 市民参画 市民等が市の施策等の企画、立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。

第2章 協働のまちづくりの基本原則

（基本原則）

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、協働のまちづくりを推進する。

(1) 協働の機会は、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、市民等の誰もが有すること。

(2) 協働に対する理解を深め、互いの信頼関係の構築に努めること。

(3) 協働に関する情報を交換し、その共有に努めること。

(4) 市民公益活動における自主性及び自発性を尊重すること。

(5) 地域コミュニティの重要性を認識し、その維持及び発展に努めること。

第3章 市民等及び市の役割

（市民の役割）

第4条 市民は、前条の基本原則（以下「基本原則」という。）に基づき、知識、技能、経験等を生かし、協働のまちづくり及び市民公益活動に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

2 市民は、協働のまちづくり及び市民公益活動に参加し、及び協力するときは、自らの意見及び行動に責任を持つよう努めるものとする。

3 市民は、協働のまちづくり、市民公益活動及び地域コミュニティに関する情報を積極的に把握するよう努めるものとする。

（市民活動団体の役割）

第5条 市民活動団体は、基本原則に基づき、地域性、専門性等を生かし、協働のまちづくり及び他のものの実施する市民公益活動に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、市民公益活動に関する情報の発信を図り、市民公益活動に対する市民の理解及び参加の促進に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本原則に基づき、地域コミュニティの一員として協働のまちづくり及び市民公益活動に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

（市の役割）

第7条 市は、協働のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

- 2 市は、公平性、公正性及び透明性をもって、協働のまちづくりに関する市民等との連携及び市民等への支援を図るものとする。
- 3 市は、市民等が協働に対する理解を深め、自主的に協働のまちづくりに参加できるよう、市政に関する情報のわかりやすい発信に努めるものとする。
- 4 市は、市民等の協働のまちづくりに関する意識の啓発に努めるものとする。
- 5 市は、公共的な課題を解決するために、必要に応じて国、他の地方公共団体等との連携に努めるものとする。

第4章 協働のまちづくりの推進

(青少年の参加に関する環境づくり)

第8条 市民等及び市は、青少年が協働のまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めるものとする。

(人づくり)

第9条 市民等及び市は、学習、研修等の機会を充実することにより、協働のまちづくりの担い手となる人づくりに努めるものとする。

(ゆかりがある人々とのつながり)

第10条 市民等及び市は、市出身者その他のゆかりがある人々とのつながりを確保し、その知恵、行動力等を協働のまちづくりに生かすことのできる環境づくりに努めるものとする。

(地域資源の活用)

第11条 市民等及び市は、地域の特性である地域資源を協働のまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(高等教育機関との連携)

第12条 市民等及び市は、高等教育機関(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学及び大学院を含む。)及び専修学校をいう。)と、その教育又は研究の成果が協働のまちづくりに生かされるよう連携に努めるものとする。

(市民参画)

第13条 市は、協働のまちづくりを推進するため、次に掲げる市民参画の機会の確保に努めるものとする。

- (1) 意見の公募
- (2) 審議会その他の附属機関に係る会議の公開及び委員の公募
- (3) 懇談会、アンケート及びワークショップの実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協働のまちづくりに資すると認められるもの

2 市は、前項の市民参画における意見及び提案について、公益性、実効性等を考慮し、市政に反映するよう努めるものとする。

(提案制度)

第14条 市は、市民等が協働のまちづくりの推進に関する事業を提案することができる制度の充実を図るものとする。

(協働推進基本計画)

第15条 市長は、協働のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、協働のまちづくりの推進に関する基本計画(以下「協働推進基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、協働推進基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、次条第1項の郡山市市民協働のまちづくり推進協議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、協働推進基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。
- 4 市長は、毎年度、協働推進基本計画に基づき講じる施策の実施状況を公表するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、協働推進基本計画の変更について準用する。

(市民協働のまちづくり推進協議会)

第16条 協働のまちづくりを推進するため、郡山市市民協働のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、前条第2項の意見のほか、協働のまちづくりに関する事項について調査、審議及び評価をし、市長に意見を述べることができる。

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、市民公益活動を実践し、又は協働のまちづくりに関して識見を有する市民及び学識経験者並びに関係機関が推薦する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(2) 郡山市市民協働のまちづくり推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市協働のまちづくり推進条例（平成22年郡山市条例第28号）第16条第7項の規定に基づき、郡山市市民協働のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、市民部市民・NPO活動推進課において処理する。

(平25規則57・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成25年郡山市規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。